

平成 2 5 年度
地域包括支援センター運営状況について

(平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日実績)

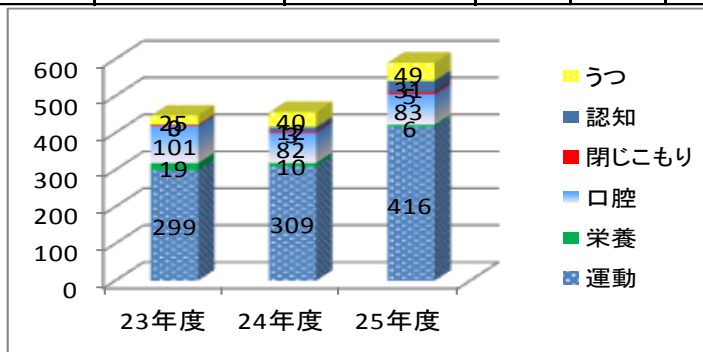
平成 2 6 年 1 0 月 2 2 日 (水)

鶴岡市健康福祉部長寿介護課

地域包括支援センター

(1)介護予防ケアマネジメント件数

	二次予防事業 対象者数	プラン作成延 件数(再)	運動	栄養	口腔	閉じこ	認知	うつ
			機能	機能	機能	もり		
23年度	3,525	447	299	19	101	3	-	25
24年度	3,492	408	309	10	82	3	12	40
25年度	3,579	590	416	6	83	5	31	49
市	353	51	27	2	13	1	2	6
市社協	1,486	158	145	2	11	0	0	0
つくし	399	74	68	0	6	0	0	0
健楽園	189	45	39	0	6	0	0	0
永寿荘	287	38	29	0	9	0	0	0
しおん荘	174	36	34	0	2	0	0	0
ふじしま	294	104	40	2	21	2	16	23
かみじ荘	244	59	25	0	10	2	8	14
あさひ	153	25	9	0	5	0	5	6



※認知機能低下している者は運動機能低下もあるため、運動機能の件数に計上。

○25年度プラン作成件数は2.4%増加(昨年比)。うつ、認知、運動機能が増加し、栄養改善は年々減少している。

日時:平成25年9月20日(金) 13時30分～15時30分

場所:出羽庄内国際村

内容:「明日から使える介護予防ケアマネジメントのポイント」

「講義とグループワーク」

対象者の予防プラン作成経験をもとにグループ編成し、講義及び講師より提示された事例についてグループワークを行う。

講師:米沢市健康福祉部高齢福祉課 地域包括係長 平真一 氏

対象:居宅介護支援事業所介護支援専門員

地域包括支援センター職員

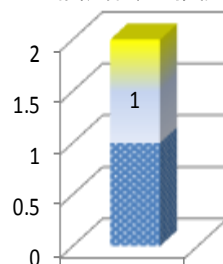
参加数:89名

(1)総合相談支援件数年次推移

	23年度	24年度	25年度
相談件数	14,770	19,362	25,399
前年度比	1.10	1.31	1.31

○25年度相談件数は1.21倍増加。

相談件数の推移



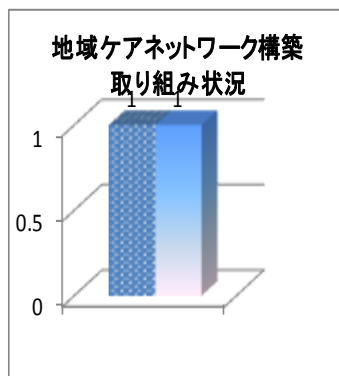
(3)地域包括ケアネットワーク構築業務

	23年度	24年度	25年度
開催回数	35	79	95
前年度比	0.44	2.26	1.20
開催箇所	25	44	46
前年度比	1.25	1.76	1.05

(2)相談形態、相談者、相談内容状況

新規	相談形態(実)					計	相談者(延べ)										計
	電話	来所	訪問	その他	本人		家族・親族	民生委員	介護支援専門員	サービス提供事業所	医療機関	行政機関	在宅介護・地域包括	その他			
2,564	11,264	1,782	11,854	499	25,399	14,620	9,389	875	2,531	4,285	1,159	1,384	318	701	35,262		

地域ケアネットワーク構築
取り組み状況



総合相談内容(延べ)																						
実態把握	二次予防事業対象者	権利擁護関係				介護関係			疾病・障がい関係				包括的		在宅福祉サービス調査	医療関係	経済的問題	災害対応	その他	要支援者	指定予防支援	合計
		虐待関係	成年後見制度関係	消費者被害関係	その他	申請・更新等の介護保険	施設入所	介護者支援	認知症等	精神疾患	知的障害	身体疾病・障害	介護支援専門員支援関係	サービス担当者会議								
1,835	1,468	626	246	32	159	3,053	702	424	1,364	587	42	460	444	566	1,782	652	271	31	926	2,660	9,985	28,315

- 相談形態としては、家庭等訪問等が46.7%、電話が44.3%。相談者は、本人が41.5%、家族が26.5%である。
- 相談内容としては、認知症等に関する相談がH24は620件であったが H25は1,364件と2.2倍の増加がみられた。
- ネットワーク会議は、町内会等の小地域での開催が増えてきており、会議開催数が増回している。

3)権利擁護業務

高齢者に対する虐待防止や早期発見のための事業、権利擁護事業等に取り組む。高齢者虐待防止等連絡協議会を開催し、情報交換、事例検討などを通じ、成年後見制度の活用促進や高齢者虐待防止ネットワークの環境整備を行う。

(1)成年後見制度利用支援業務実績

		23年度	24年度	25年度
市長申立件数		3	7	6
審判結果	後見	-	4	5
	補佐	-	2	1
	補助	-	1	0
報酬助成件数(再掲)		0	1	2

(2)養護者による高齢者虐待の状況

		23年度	24年度	25年度
鶴岡市	相談・通報等新規	38	59	43
	虐待事実確認(再)	25	36	31
	虐待事実確認割合	65.8%	61.0%	72.1%
	老人福祉施設等措置(再)	4	3	0
山形県	相談・通報等新規	253	297	271
	虐待事実確認(再)	161	181	176
	虐待事実確認割合	63.6%	60.9%	64.9%

○25年度では、虐待通報のうち72%が事実確認されている。確認後の対応として8件は虐待者と被虐待者の分離を行った。
 ○認知症高齢者の増加に伴い、高齢者虐待や消費者被害の大きな要因になっているため、権利を守る取り組みがさらに重要になる。
 ○今後も適切な介護保険サービスの利用は勿論であるが、成年後見制度の普及・啓発や高齢者への虐待防止や早期発見のためのネットワークづくりに努める必要がある。

(3)介護保険サービス未利用世帯実態調査

目的: サービス未利用に至った背景等の実態把握をすることで、高齢者虐待の早期発見未然防止を目指す。
 実施時期: 平成25年7月1日～7月31日
 調査対象者: 要介護1以上で介護サービスを1年以上未利用者 138名
 調査方法: 地域包括支援センター職員による訪問調査
 調査件数: 101件(73.2%)

(4)男性のための介護教室

目的: 男性対象の介護教室を行うことにより、介護についての知識及び技術の習得、また参加者同士の交流を通じ、男性介護者の孤立防止ひいては高齢者虐待の防止をめざす。

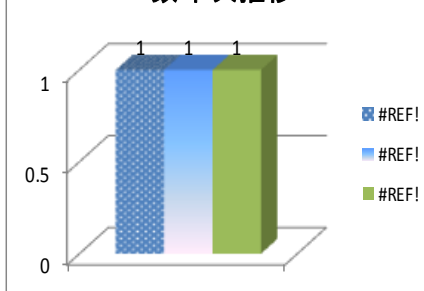
対象者: 現在介護をしている、又は介護に興味のある鶴岡市内在住の男性
 実施日・内容・参加者:

(5) 高齢者虐待防止等連絡協議会の開催 下記の協議・報告・意見交換等

目的: 高齢者及び障害者の人権擁護及び福祉の増進に向けて、高齢者及び障害者の虐待防止等に関する支援を協議するとともに、関係機関との連携強化を図りながら、地域における高齢者等の安心した生活の確保に資する。

開催日時: 第一回 平成25年10月15日(火)
 第二回 平成26年 2月17日(月)

養護者による高齢者虐待件数年次推移



3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るよう、介護支援専門員への個別支援に加え、主治医、ケアマネジャー等の連携や関係機関との多職種協働により、様々な社会資源を活用し安心して生活が送れるよう具体的支援を推進する。

(1) 介護支援専門員への個別支援

	23年度	24年度	25年度
支援件数	196	308	444
前年度比	1.1	1.6	1.4

(2) サービス担当者会議等開催支援

	23年度	24年度	25年度
支援件数	176	226	566
前年度比	0.9	1.3	2.5

(3) 事例検討会開催件数

	23年度	24年度	25年度
開催回数	150	97	121
前年度比	2.7	0.6	1.2

(4) 介護支援専門員現認調査実施

	23年度	24年度	25年度
居宅介護支援事業所数	32	32	32
介護支援専門員数	148	152	159
介護支援専門員数前年度比	1.08	1.03	1.05

(5) 居宅介護支援事業所等訪問

	23年度	24年度	25年度
居宅介護支援事業所数	10	9	9
小規模多機能事業所	7	7	6

※対象事業所は、主任介護支援専門員がいない事業所。

(6) 専門職によるケアプラン検証事業

目的: ケアプランが「自立支援」に資する適切なものになるよう、介護支援専門員のケアマネジメント力を高め、真に必要なサービスを提供することにより、利用者のQOLの改善をはかり適正給付につなげるとともに介護保険制度の信頼性を高めて健全な給付の実施を図る。

検証メンバー: 医師、管理栄養士、主任介護支援専門員、作業療法士、介護福祉士、行政職員

他にオブザーバーとして薬剤師

実施状況: 独居加算を算定しているケアプランについて実施。

9月9日: なえづ、おおやま 12月9日: とよら、温寿荘 2月10日: しおん荘、ふれあい

(7) 介護支援専門員スキルアップ研修会

目的: 介護支援専門員業務の専門的技術の向上と、平準化を図る。

開催日時: 平成25年10月30日(水) 14:30～17:00

開催場所: 鶴岡市総合保健福祉センターにこふる 3階大会議室

研修内容: テーマ「法令遵守に基づいたケアマネジメントの流れについて再確認する」□

～日々の業務をふり返ってみよう～

講師: ケアプランセンターふたば 統括部長 加藤 咲 氏

参加者数: 62名

(8) 鶴岡市医療と介護連携研修会

目的: 利用者が住み慣れた地域で安心して暮し続けることができるよう支援するため、医療と介護が相互に連携しあいながら効果的・効率的なネットワークの構築を図る

開催日時: 第1回目平成25年8月8日(木)、第2回目11月21日(木)

開催場所: 出羽庄内国際村

研修内容: 1回目 テーマ「地域の中で連携を語る」 ～ 医療・介護の役割理解と連携づくり ～

2回目 テーマ「医療依存度の高い利用者の支援について」 ～ 家族と共に住みなれた自宅で暮らし続ける為に ～

講師: 山形県保健医療大学 准教授 後藤順子氏

参加者: 1回目 167人、2回目192人

(9)居宅介護支援事業所主任介護支援専門員研修会 3回口

目的:

鶴岡市内の居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員が、その役割を果たすために専門的技術の向上及び職種間のネットワークづくりを図る。

また、地域の介護支援専門員の質の向上を図るために、地域包括支援センターと連携し地域の困難事例への対応、事例検討会の開催、ケアプラン検証等を行うことにより適切なケアマネジメントの平準化をめざすとともに、リーダーとしての資質向上を図る。

開催日時:平成25年6月27日、11月15日、2月17日

開催場所:鶴岡市総合保健福祉センターにこふる

研修内容

第1回目:スーパービジョン研修

第2回目:ケアプラン点検研修会

第3回目:事例検討会の運営研修会

講師:東北公益大学 准教授 鎌田 剛 氏

参加対象者:鶴岡市内の居宅介護支援事業所の現任主任介護支援専門員

延べ参加者数:6月27日 33名、11月15日 35名、2月17日 40名

(10)酒田エリアの介護支援専門員連絡協議会情報交換及び交流会開催支援

目的:鶴岡・酒田の相互の活動状況を報告及び意見交換し

、お互いの活動に活かす。

開催日時:平成26年12月13日(金)

開催場所:鶴岡市地域包括支援センター会議室

内容:活動状況報告。ちょうかいネット、Net4Uの活用紹介。

参加者数:22名

(11)在宅主治医と介護支援専門員との意見交換会(南庄内在宅医療を考える会)

目的:在宅主治医との顔の見える関係づくりと業務紹介

開催日時:平成25年11月26日(火)

開催場所:鶴岡地区医師会3階講堂

内容:「ケアマネはこんな仕事をしています」業務紹介

介護支援専門員への医師連携の課題に関するアンケート調査報告

グループでの意見交換会

参加者数:医師13名、介護支援専門員等33名 計46名

(11)在宅主治医と介護支援専門員との連携様式の作成

平成25年11月26日に実施した、在宅主治医との情報交換会において、介護支援専門員側がもつ情報について発信する仕組みづくりのため、使用する様式について検討。

- ・受診同行依頼書
- ・介護認定更新時等情報提供書
- ・サービス担当者会議出席意向確認書及び会議開催案内及び照会文書



○現任調査によれば、基礎資格が福祉職の介護支援専門員が81,1%を占めている。また、居宅サービスを利用している者の担当介護支援専門員は市内の事業所で98%を占めている実態である。事業所に指導的な役割を果たす主任介護支援専門員が配置され特定加算を算定している事業所は20事業所。

○独居高齢者や、認知症高齢者、多問題家族等地域包括支援センターも協働して支援を要する事例が増えている。

○介護支援専門員支援については、居宅介護支援事業所部会の役員と定期的に会議を開催しながら、協働で取り組みを進めている。

○医療・介護連携のとりくみについては、居宅介護支援事業者部会、鶴岡地区医師会地域医療連携室ほたる、庄内プロジェクト地域連携ワーキング、庄内医療連携の会と、地域包括支援センターが協働しての取組を進めているため効果的な取り組みにつながっている。

平成25年度
地域包括支援センター業務評価について

平成26年10月22日（水）

鶴岡市健康福祉部長寿介護課

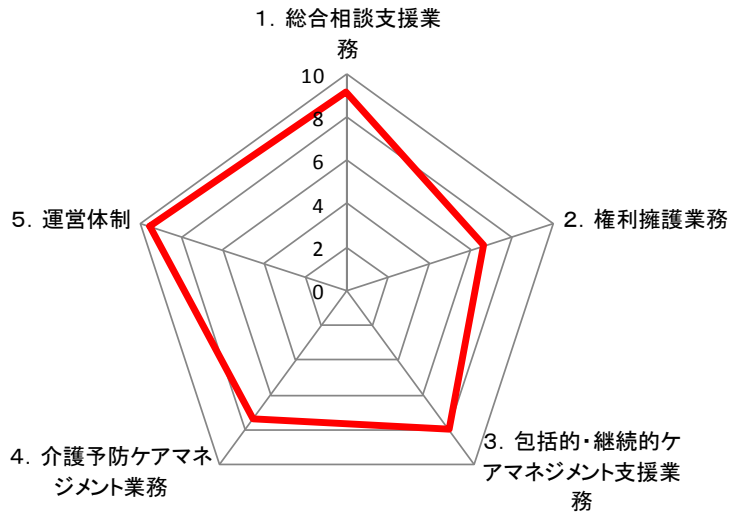
地域包括支援センター

平成25年度 地域包括支援センター業務運営 自己評価表

地域包括支援センター名 鶴岡市地域包括支援センター

評 価 項 目		合計評価点 (10点換算)	
		H25	前年度
1. 総合相談支援業務		9.2	
1	潜在的な要援護者の実態把握	4	
2	ワンストップサービスでの相談受付と関係機関と連携した適切な援助	5	
3	地域のアセスメント及び地域活動の計画・実践・評価の実施（PDCAサイクル）	5	
4	地域ケアネットワーク会議等によるネットワークの構築	5	
5	災害時要援護者の実態把握	4	
2. 権利擁護業務		6.7	
1	成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用促進	3	
2	高齢者虐待の防止および対応	5	
3	消費者被害の防止および対応	5	
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務		8.0	
1	利用者の状態に応じた医療機関等の関係機関との連携	5	
2	個々の介護支援専門員へのサポート	3	
3	居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携	5	
4. 介護予防ケアマネジメント業務		7.3	
1	介護予防における基本視点	4	
2	二次予防事業対象者への基本視点	4	
3	指定介護予防支援事業における基本視点	5	
5. 運営体制		9.6	
1	運営における基本視点	5	
2	センターの組織マネジメントとリスクマネジメント	4	
3	専門職種ของทีมアプローチ	5	
4	人材育成	4	
5	事業計画と評価	5	

H25年度 業務運営自己評価(大項目)



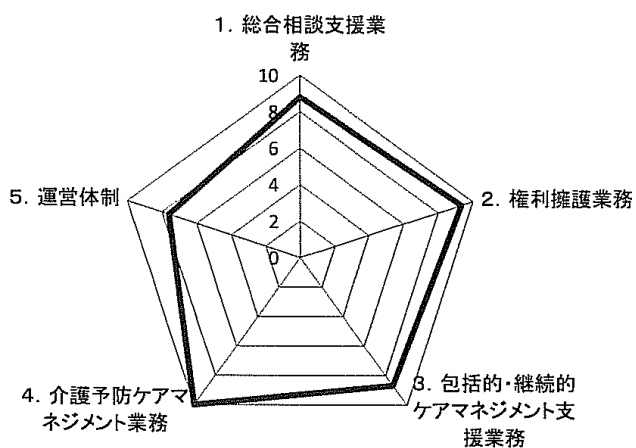
地域包括支援センター名 鶴岡市地域包括支援センター

平成25年度 地域包括支援センター業務運営 自己評価表

地域包括支援センター名 鶴岡市社会福祉協議会地域包括支援センター

評 価 項 目	合計評価点 (10点換算)	
	H25	前年度
1. 総合相談支援業務	8.8	
1 潜在的な要援護者の実態把握	4	
2 ワンストップサービスでの相談受付と関係機関と連携した適切な援助	5	
3 地域のアセスメント及び地域活動の計画・実践・評価の実施 (PDCAサイクル)	5	
4 地域ケアネットワーク会議等によるネットワークの構築	5	
5 災害時要援護者の実態把握	3	
2. 権利擁護業務	9.3	
1 成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用促進	5	
2 高齢者虐待の防止および対応	5	
3 消費者被害の防止および対応	4	
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	8.7	
1 利用者の状態に応じた医療機関等の関係機関との連携	5	
2 個々の介護支援専門員へのサポート	4	
3 居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携	4	
4. 介護予防ケアマネジメント業務	10.0	
1 介護予防における基本視点	5	
2 二次予防事業対象者への基本視点	5	
3 指定介護予防支援事業における基本視点	5	
5. 運営体制	7.6	
1 運営における基本視点	3	
2 センターの組織マネジメントとリスクマネジメント	3	
3 専門職種ของทีมアプローチ	5	
4 人材育成	4	
5 事業計画と評価	4	

H25年度 業務運営自己評価(大項目)



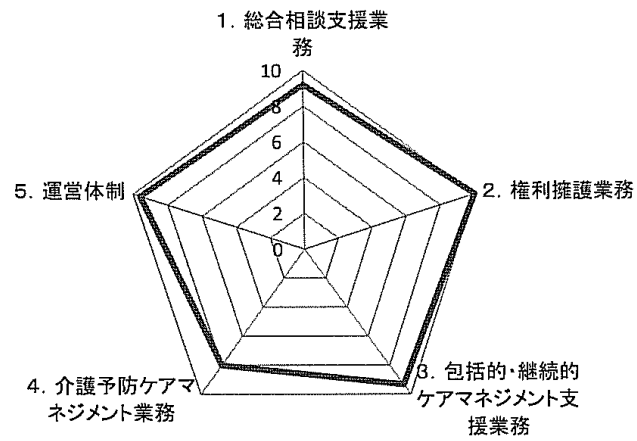
地域包括支援センター名 鶴岡市社会福祉協議会地域包括支援センター

平成25年度 地域包括支援センター業務運営 自己評価表

地域包括支援センター名 地域包括支援センターつくし

評 価 項 目		合計評価点 (10点換算)	
		H25	前年度
1. 総合相談支援業務		9.2	／
1	潜在的な要援護者の実態把握	5	
2	ワンストップサービスでの相談受付と関係機関と連携した適切な援助	5	
3	地域のアセスメント及び地域活動の計画・実践・評価の実施（PDCAサイクル）	5	
4	地域ケアネットワーク会議等によるネットワークの構築	5	
5	災害時要援護者の実態把握	3	
2. 権利擁護業務		10	／
1	成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用促進	5	
2	高齢者虐待の防止および対応	5	
3	消費者被害の防止および対応	5	
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務		9.3	／
1	利用者の状態に応じた医療機関等の関係機関との連携	5	
2	個々の介護支援専門員へのサポート	5	
3	居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携	4	
4. 介護予防ケアマネジメント業務		8	／
1	介護予防における基本視点	5	
2	二次予防事業対象者への基本視点	5	
3	指定介護予防支援事業における基本視点	2	
5. 運営体制		9.6	／
1	運営における基本視点	5	
2	センターの組織マネジメントとリスクマネジメント	5	
3	専門職種ของทีมアプローチ	5	
4	人材育成	5	
5	事業計画と評価	4	

H25年度 業務運営自己評価(大項目)



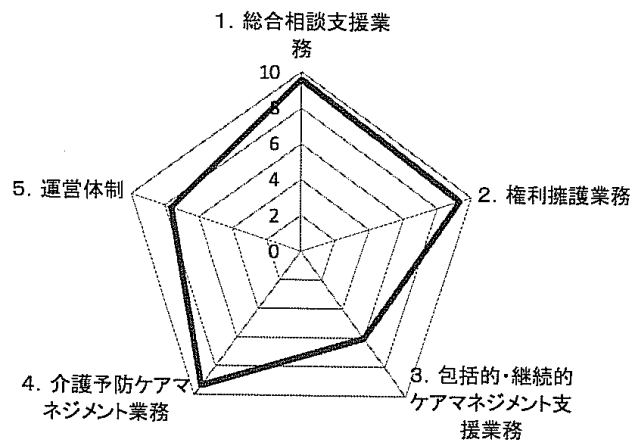
地域包括支援センター→地域包括支援センターつくし

平成25年度 地域包括支援センター業務運営 自己評価表

地域包括支援センター名 健楽園地域包括支援センター

評 価 項 目		合計評価点 (10点換算)	
		H25	前年度
1. 総合相談支援業務		9.6	/
1	潜在的な要援護者の実態把握	4	4
2	ワンストップサービスでの相談受付と関係機関と連携した適切な援助	5	5
3	地域のアセスメント及び地域活動の計画・実践・評価の実施 (PDCAサイクル)	5	4
4	地域ケアネットワーク会議等によるネットワークの構築	5	4
5	災害時要援護者の実態把握	5	4
2. 権利擁護業務		9.3	/
1	成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用促進	5	5
2	高齢者虐待の防止および対応	5	5
3	消費者被害の防止および対応	4	4
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務		6	/
1	利用者の状態に応じた医療機関等の関係機関との連携	3	3
2	個々の介護支援専門員へのサポート	4	4
3	居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携	2	1
4. 介護予防ケアマネジメント業務		9.3	/
1	介護予防における基本視点	5	4
2	二次予防事業対象者への基本視点	4	5
3	指定介護予防支援事業における基本視点	5	5
5. 運営体制		7.6	/
1	運営における基本視点	4	4
2	センターの組織マネジメントとリスクマネジメント	4	3
3	専門職種ของทีมアプローチ	5	5
4	人材育成	4	5
5	事業計画と評価	2	2

H25年度 業務運営自己評価(大項目)



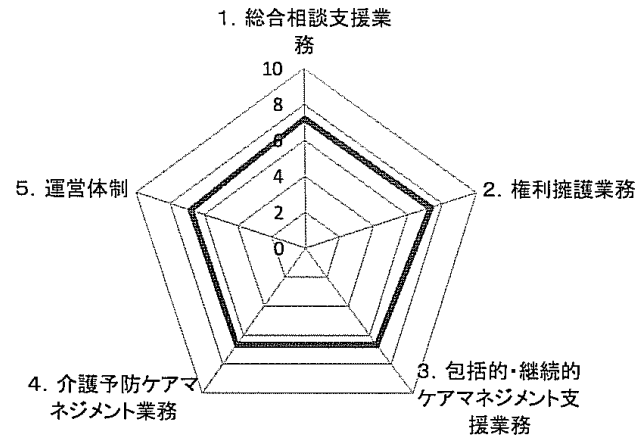
地域包括支援センター 健楽園地域包括支援センター

平成25年度 地域包括支援センター業務運営 自己評価表

地域包括支援センター名 永寿荘地域包括支援センター

評価項目	合計評価点 (10点換算)	
	H25	前年度
1. 総合相談支援業務	7.2	
1 潜在的な要援護者の実態把握	4	
2 ワンストップサービスでの相談受付と関係機関と連携した適切な援助	5	
3 地域のアセスメント及び地域活動の計画・実践・評価の実施 (PDCAサイクル)	4	
4 地域ケアネットワーク会議等によるネットワークの構築	3	
5 災害時要援護者の実態把握	2	
2. 権利擁護業務	7.3	
1 成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用促進	4	
2 高齢者虐待の防止および対応	4	
3 消費者被害の防止および対応	3	
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	6.7	
1 利用者の状態に応じた医療機関等の関係機関との連携	3	
2 個々の介護支援専門員へのサポート	3	
3 居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携	4	
4. 介護予防ケアマネジメント業務	6.7	
1 介護予防における基本視点	4	
2 二次予防事業対象者への基本視点	3	
3 指定介護予防支援事業における基本視点	3	
5. 運営体制	6.8	
1 運営における基本視点	4	
2 センターの組織マネジメントとリスクマネジメント	2	
3 専門職種のチームアプローチ	5	
4 人材育成	3	
5 事業計画と評価	3	

H25年度 業務運営自己評価(大項目)



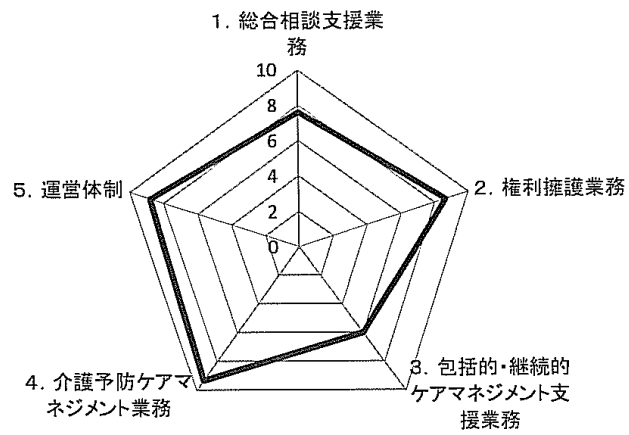
地域包括支援センターいそ荘地域包括支援センター

平成25年度 地域包括支援センター業務運営 自己評価表

地域包括支援センター名 しおん荘地域包括支援センター

評 価 項 目		合計評価点 (10点換算)	
		H25	前年度
1. 総合相談支援業務		7.6	/
1	潜在的な要援護者の実態把握	4	
2	ワンストップサービスでの相談受付と関係機関と連携した適切な援助	5	
3	地域のアセスメント及び地域活動の計画・実践・評価の実施 (PDCAサイクル)	5	
4	地域ケアネットワーク会議等によるネットワークの構築	4	
5	災害時要援護者の実態把握	1	
2. 権利擁護業務		8.7	/
1	成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用促進	4	
2	高齢者虐待の防止および対応	4	
3	消費者被害の防止および対応	5	
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務		6	/
1	利用者の状態に応じた医療機関等の関係機関との連携	3	
2	個々の介護支援専門員へのサポート	4	
3	居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携	2	
4. 介護予防ケアマネジメント業務		9.3	/
1	介護予防における基本視点	4	
2	二次予防事業対象者への基本視点	5	
3	指定介護予防支援事業における基本視点	5	
5. 運営体制		8.8	/
1	運営における基本視点	5	
2	センターの組織マネジメントとリスクマネジメント	4	
3	専門職種ของทีมアプローチ	5	
4	人材育成	4	
5	事業計画と評価	4	

H25年度 業務運営自己評価(大項目)



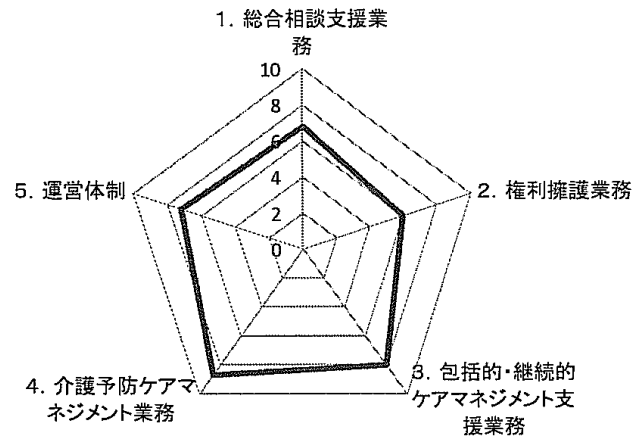
地域包括支援センター名 _____ しおん荘地域包括支援センター

平成25年度 地域包括支援センター業務運営 自己評価表

地域包括支援センター名 地域包括支援センターふじしま

評 価 項 目		合計評価点 (10点換算)	
		H25	前年度
1. 総合相談支援業務		6.8	
1	潜在的な要援護者の実態把握	4	
2	ワンストップサービスでの相談受付と関係機関と連携した適切な援助	5	
3	地域のアセスメント及び地域活動の計画・実践・評価の実施（PDCAサイクル）	2	
4	地域ケアネットワーク会議等によるネットワークの構築	4	
5	災害時要援護者の実態把握	2	
2. 権利擁護業務		6	
1	成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用促進	3	
2	高齢者虐待の防止および対応	3	
3	消費者被害の防止および対応	3	
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務		8	
1	利用者の状態に応じた医療機関等の関係機関との連携	4	
2	個々の介護支援専門員へのサポート	4	
3	居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携	4	
4. 介護予防ケアマネジメント業務		8.7	
1	介護予防における基本視点	4	
2	二次予防事業対象者への基本視点	5	
3	指定介護予防支援事業における基本視点	4	
5. 運営体制		7.2	
1	運営における基本視点	4	
2	センターの組織マネジメントとリスクマネジメント	3	
3	専門職種ของทีมアプローチ	4	
4	人材育成	3	
5	事業計画と評価	4	

H25年度 業務運営自己評価(大項目)



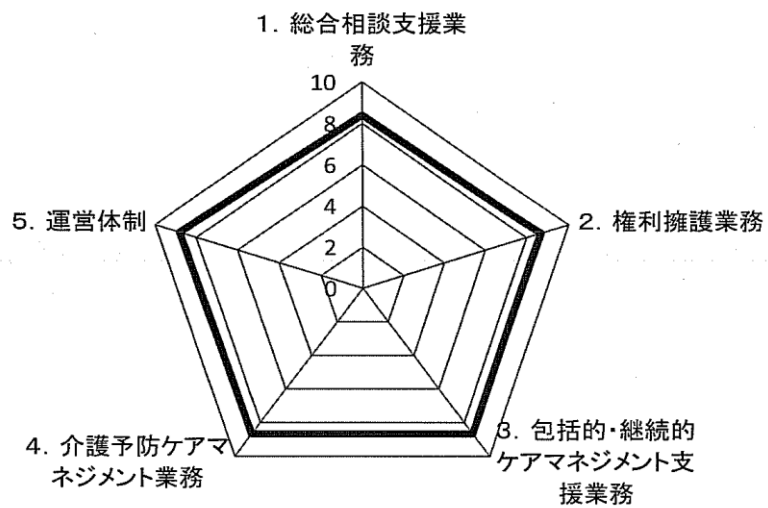
地域包括支援センターい 地域包括支援センターふじしま

平成25年度 地域包括支援センター業務運営 自己評価表

地域包括支援センター名 地域包括支援センターかみじ荘

評 価 項 目		合計評価点 (10点換算)	
		H25	前年度
1. 総合相談支援業務		8.4	/
1	潜在的な要援護者の実態把握	4	
2	ワンストップサービスでの相談受付と関係機関と連携した適切な援助	5	
3	地域のアセスメント及び地域活動の計画・実践・評価の実施（PDCAサイクル）	5	
4	地域ケアネットワーク会議等によるネットワークの構築	5	
5	災害時要援護者の実態把握	2	
2. 権利擁護業務		8.7	/
1	成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用促進	3	
2	高齢者虐待の防止および対応	5	
3	消費者被害の防止および対応	5	
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務		8.7	/
1	利用者の状態に応じた医療機関等の関係機関との連携	5	
2	個々の介護支援専門員へのサポート	3	
3	居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携	5	
4. 介護予防ケアマネジメント業務		8.7	/
1	介護予防における基本視点	4	
2	二次予防事業対象者への基本視点	4	
3	指定介護予防支援事業における基本視点	5	
5. 運営体制		8.8	/
1	運営における基本視点	5	
2	センターの組織マネジメントとリスクマネジメント	4	
3	専門職種ของทีมアプローチ	5	
4	人材育成	4	
5	事業計画と評価	4	

H25年度 業務運営自己評価(大項目)



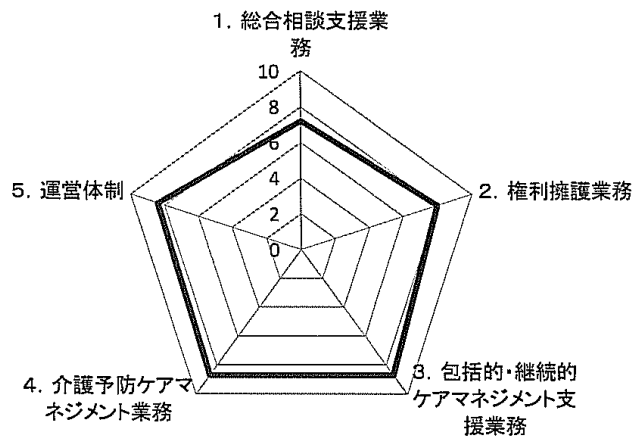
地域包括支援センター名：地域包括支援センターかみじ荘

平成25年度 地域包括支援センター業務運営 自己評価表

地域包括支援センター名 地域包括支援センターあさひ

評 価 項 目	合計評価点 (10点換算)	
	H24	前年度
1. 総合相談支援業務	7.2	/
1 潜在的な要援護者の実態把握	4	
2 ワンストップサービスでの相談受付と関係機関と連携した適切な援助	5	
3 地域のアセスメント及び地域活動の計画・実践・評価の実施 (PDCAサイクル)	3	
4 地域ケアネットワーク会議等によるネットワークの構築	3	
5 災害時要援護者の実態把握	3	
2. 権利擁護業務	8	/
1 成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用促進	3	
2 高齢者虐待の防止および対応	5	
3 消費者被害の防止および対応	4	
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	8.7	/
1 利用者の状態に応じた医療機関等の関係機関との連携	4	
2 個々の介護支援専門員へのサポート	4	
3 居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携	5	
4. 介護予防ケアマネジメント業務	8.7	/
1 介護予防における基本視点	4	
2 二次予防事業対象者への基本視点	4	
3 指定介護予防支援事業における基本視点	5	
5. 運営体制	8.4	/
1 運営における基本視点	5	
2 センターの組織マネジメントとリスクマネジメント	3	
3 専門職種ของทีมアプローチ	5	
4 人材育成	4	
5 事業計画と評価	4	

H25年度 業務運営自己評価(大項目)



地域包括支援センター名 地域包括支援センターあさひ

平成26年度
地域包括支援センター運営方針
及び活動計画について

平成26年10月22日（水）

鶴岡市健康福祉部長寿介護課

地域包括支援センター

平成26年度 鶴岡市 地域包括支援センター運営方針

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活をおくることができるように、高齢者の状態の変化に応じて、医療と介護の連携をはじめ、介護保険外を含めた様々な生活支援サービスが、日常生活の場で受けられる地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域包括支援センター機能を強化する。

1. 地域ケア会議（個別会議）の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進

平成26年度から地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域包括ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圈域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種による支援体制の構築を図る。

2. 一人ひとりに応じた介護予防の推進

二次予防事業対象者等が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。

3. 要支援者の自立支援の推進

自立に向けた行動変容を誘導し、予防給付サービスだけでなく、個人のニーズに応じたインフォーマルサービス等を活用した目標型ケアマネジメントを行う。

サービス未利用者の日常生活実態を把握し、二次予防事業を活用するなど生活行為向上に向けたマネジメントを行う。

4. 総合的な相談支援の確立

高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。

5. 高齢者の権利擁護に関する普及・啓発

認知症高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止・早期発見について普及・啓発活動に努める。

6. ケアマネジメントの質の向上・平準化

高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。

7.災害時要援護高齢者の把握と救援支援

地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。

8.認知症施策の推進

認知症施策推進5ヵ年計画に盛り込まれている認知症ケアパスの作成に取組み、日常生活圏域ごとの社会資源把握、地域課題の把握を行う。

また市で新たに配置する認知症地域支援推進員と連携して、医療機関をはじめとする各種支援機関とのコーディネートに努める。

平成26年度 地域包括支援センター運営活動計画書

	地域包括支援センター名:	鶴岡市地域包括支援センター		管理者名:	菅原 繁
重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	時期	各センター(内容、時期・回数等)	
1. 地域ケア会議(個別会議)の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	平成26年度から地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域包括ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種による支援体制の構築を図る。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催	4/16 随時 年5回 8月、11月頃	毎月 随時 随時 随時	①地域ケア推進担当者会議を開催し、地域課題の把握、進捗管理を行うとともに、個別ケースの情報共有を図る。 ②第一学区の「絆プロジェクト」の取り組みを通じ、地域課題の把握と見守り体制構築の支援を行う。 ・町内会単位で健康・予防講座を開催し、地域の高齢者と顔の見える関係づくりを図りながら実態を知る。 ・地域ケア会議の周知と定例開催に努める。 ③居宅介護支援事業所部会等と協働して「医療と介護の連携の研修会・会議」等を開催する。 ・行政ミーティングを通じ、医師会・ほたる・保健所等と情報交換、連携を図る。
2. 一人ひとりに応じた介護予防の推進	二次予防事業対象者等が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。	①二次予防事業対象者のケアマネジメントの実施 ②介護予防講座等での基本チェックリスト実施数の拡大 ③保健師等の内部研修	随時 随時 6月 9月 12月	随時 随時	①サロン等の開催がない町内会に対して、二次予防事業対象者の実態把握のための訪問やマネジメントを重点的に行う。 ②サロンや町内会行事を通して、生活機能調査や介護予防教室に取り組むと共に、介護予防の意識を高める。
3. 要支援者の自立支援の推進	自立に向けた行動変容を誘導し、予防給付サービスだけでなく、個人のニーズに応じたインフォーマルサービス等を活用した目標型ケアマネジメントを行う。	①介護予防サービス支援計画表事例集の作成 ②地域資源情報一覧の作成	6月 2月	随時 随時 随時	①エリア内の地域資源を把握し、マネジメントに活用する。 ②地域を特定してサービス未利用者の実態把握に努め、二次予防事業に繋げるなどのマネジメントを行う。 ③直営包括として、予防マネジメント業務の統括及び調整を行う。
4. 総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受け付け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者の掘り起しに努める。	随時 随時 随時	随時 随時 随時 随時 随時	①機会を捉えて地域包括支援センターの紹介を積極的に行う。 ②受け付けた相談に対して3専門職で情報共有し、より効果的な対応を検討しながら、速やかな対応を図る。 ③関係機関、部署と連携、情報共有を図り、協働した対応に努める。 ④必要に応じて地域ケア推進担当者と情報共有を図る。 ⑤地域の研修会・事業等に積極的に参加し、アウトリーチに努め要援護者の早期発見、支援を行う。

<p>5. 高齢者の権利擁護に関する普及・啓発</p>	<p>認知症高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止・早期発見について普及・啓発活動に努める。</p>	<p>①全市対象研修会の開催 ②社会福祉士内部研修会の実施 ③権利擁護関係マニュアル等の見直し</p>	<p>9月 7月 11月 5月～1月</p>	<p>9月 随時 通年 通年</p>	<p>①全市事業を通して高齢者虐待・成年後見制度・消費者被害防止について普及・啓発を図る。 ②高齢者虐待等のケースの対応検証を行い、職員の資質向上を図る。 ③権利擁護が関わる支援困難ケースについては専門職で総合的に検討する。 ④権利擁護関係業務の統括及び調整を図る。</p>
<p>6. ケアマネジメントの質の向上・平準化</p>	<p>高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。</p>	<p>①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③ケアプラン検証専門家会議の開催 ④居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ⑤介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑥支援困難事例等マニュアルの検討</p>	<p>随時 6, 7月頃 年3回 年3回 随時 7月頃～</p>	<p>随時 随時</p>	<p>①担当エリアの居宅介護支援事業所の訪問等を通し、介護支援専門員の実態把握に努め、相談はワンストップで受け止めながら、必要時同行訪問する等支援を行う。 ②直営包括として、市全体の事業が、円滑に推進できるよう調整及び支援を行う。</p>
<p>7. 災害時要援護高齢者の把握と救援支援</p>	<p>地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。</p>	<p>①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援</p>	<p>随時・通年</p>	<p>通年 通年 9月まで</p>	<p>①地域の災害時対応・体制を把握し、必要な支援の提供及び関係機関との調整を図る。 ②「絆プロジェクト」による要援護者の把握とマップ作製の支援を行う。 ③火災、風水害等の小規模災害の支援制度・体制の確認を行う。</p>
<p>8. 認知症施策の推進</p>	<p>認知症施策推進5ヵ年計画に盛り込まれている認知症ケアパスの作成に取組み、日常生活圏域ごとの社会資源把握、地域課題の把握を行う。また市で新たに配置する認知症地域支援推進員と連携して、医療機関をはじめとする各種支援機関とのコーディネートに努める。</p>	<p>①認知症ケアパスの作成 ②認知症連絡箋の活用 ③認知症患者家族教室の開催 ④認知症患者家族に対する個別相談の実施</p>	<p>6月頃～随時 年6回 随時</p>	<p>6月頃～随時 年6回 随時 随時</p>	<p>①第一学区認知症ケアパスの作成に取り組むと共に、各関係団体への周知を図りながら市全体の認知症ケアパスを作成する。 ②認知症連絡箋を積極的に活用しながら、関係機関等との連携・調整を図る。 ③認知症患者家族教室の周知に努め、実施機関の調整を図る。 ④認知症連絡箋、家族教室などを利用して個別相談に対応する。</p>

平成26年度 地域包括支援センター運営活動計画書

鶴岡市社会福祉協議会

地域包括支援センター名:

地域包括支援センター

管理者名: 万年 由美

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	時期	各センター(内容、時期・回数等)	
1. 地域ケア会議(個別会議)の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	平成26年度から地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域包括ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種による支援体制の構築を図る。	①地域ケア推進担当者会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催	4/16 随時 年5回 8月、11月頃	随時 随時 随時	①地域ケア推進担当者会議、地域ケアネットワーク会議、地域ケア会議を必要に応じて開催し、課題把握と解決に向けた取り組みを地区組織と協働で実施する ②民生委員個別訪問(課題の聞き取り)、家族介護者アンケート結果報告(区長会、民委定例会、地域福祉委員会等)など、住民の意識や課題に即して地域ごとの取り組みを行う。 ③医療と介護の連携に関わる各種研修会等に参加する。
2. 一人ひとりに応じた介護予防の推進	二次予防事業対象者等が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取り組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。	①二次予防事業対象者のケアマネジメントの実施 ②介護予防講座等での基本チェックリスト実施数の拡大 ③保健師等の内部研修	随時 随時 6月 9月 12月	随時 随時 随時	①二次予防対象者への電話・訪問による実態把握や啓発、参加者への習慣継続と意欲維持に向け支援する ②地域のサロンや健康教室での介護予防講座を各支所で1回以上実施し、健康チェックを行う ③介護予防業務に関するテーマ毎に関係者との連携を図りながら情報を整理する
3. 要支援者の自立支援の推進	自立に向けた行動変容を誘導し、予防給付サービスだけでなく、個人のニーズに応じたインフォーマルサービス等を活用した目標型ケアマネジメントを行う。	①介護予防サービス支援計画表事例集の作成 ②地域資源情報一覧の作成	6月 2月	随時 随時	①事例集や地域資源情報をケアマネジメントに必要な情報として集約、提供し、関係機関や個別相談時に活用する
4. 総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者の掘り起しに努める。	随時 随時 随時	随時 随時 随時	①個別訪問や民生委員からの情報提供などにより、潜在している要援護者を把握し、必要な支援につなげる。 ②地域内関係組織との連携を強化し、周知活動の場をより多く持つようにする。 ③庁舎保健師、福祉センターの各事業に同行しチラシなどを用いて包括周知、認知症関連の啓発を行う。 ④介護保険活用研修会(榎引地区: 四者共同、強化地区1地区指定)

5. 高齢者の権利擁護に関する普及・啓発	認知症高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止・早期発見について普及・啓発活動に努める。	①全市対象研修会の開催 ②社会福祉士内部研修会の実施 ③権利擁護関係マニュアル等の見直し	9月 7月 11月 5月～1月	随時 年2回 随時	①エリア内他法人居宅等に権利擁護等に関する研修を行う。 ②事例を用いた振り返り研修を行い、資質向上を図る。 ③サロンや介護予防教室などで高齢者の権利擁護に関する啓発を行う
6. ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③ケアプラン検証専門家会議の開催 ④居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ⑤介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑥支援困難事例等マニュアルの検討	随時 6, 7月頃 年3回 年3回 随時 7月頃～	随時 随時	①介護支援専門員に包括が相談窓口であることの周知を図り、必要に応じ個別の支援を行う。 ②介護支援専門員と情報交換や事例検討会、ケアプラン点検等の研修を行い、連携の強化と資質の向上を図る。
7. 災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・通年	随時 通年	①安心カード設置推進の活動を通して高齢者の状況を確認し、各地域・町内会等の防災体制を把握する。 ②法人本部の緊急対応体制を確認し包括の緊急時対応マニュアルの見直しを行う。
8. 認知症施策の推進	認知症施策推進5ヵ年計画に盛り込まれている認知症ケアパスの作成に取組み、日常生活圏域ごとの社会資源把握、地域課題の把握を行う。また市で新たに配置する認知症地域支援推進員と連携して、医療機関をはじめとする各種支援機関とのコーディネートに努める。	①認知症ケアパスの作成 ②認知症連絡箋の活用 ③認知症患者家族教室の開催 ④認知症患者家族に対する個別相談の実施	6月頃～ 随時 年6回 随時	随時 通年 随時 随時	①医療機関、コーディネーターと連携し、ケアパスに関する情報整理や情報交換を行う ②物忘れ相談医の周知、連絡箋による早期受診勧奨を心がける ③家族教室の周知及び、サポーター養成講座等による啓発(相談窓口や医療機関等含)を行う ④関係機関と連携し個別相談時の迅速な対応を心がける

平成26年度 地域包括支援センター運営活動計画書

	地域包括支援センター名:	地域包括支援センターつくし			管理者名: 長谷川 典子
重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	時期	各センター(内容、時期・回数等)	
1. 地域ケア会議(個別会議)の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	平成26年度から地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域包括ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種による支援体制の構築を図る。	①地域ケア推進担当者会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催	4/16 随時 年5回 8月、11月頃の開催	随時 随時 随時	・地域ケアネットワーク会議を町内会単位で開催、地域の課題を整理し住民との共通認識を図る。 ・地域ケア個別会議を行い、地域住民同士の助け合いの輪を広げる。 ・担当地区民生児童委員の定例会へ参加し、連携強化を図る。
2. 一人ひとりに応じた介護予防の推進	二次予防事業対象者等が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。	①二次予防事業対象者のケアマネジメントの実施 ②介護予防講座等での基本チェックリスト実施数の拡大 ③保健師等の内部研修	随時 随時 6月 9月 12月	随時 随時	・担当地区保健師及び住民と連携を図り健康講座等の企画運営を積極的に行う。 ・二次予防事業対象者で事業不参加の人に対して生活機能チェック項目からリスクの高い人に訪問等で介入する。特に認知症と閉じこもりにチェックがある人について状況確認していく。
3. 要支援者の自立支援の推進	自立に向けた行動変容を誘導し、予防給付サービスだけでなく、個人のニーズに応じたインフォーマルサービス等を活用した目標型ケアマネジメントを行う。	①介護予防サービス支援計画表事例集の作成 ②地域資源情報一覧の作成	6月 2月	通年 随時	・審査会結果で要支援と認定された方の状況を確認し、生活機能の改善を実現するための適切なサービスの調整や介護予防事業へつなげる。 ・委託事業所が作成したプランについては担当者会議等に出席しマネジメントに対する助言・指導を行う。
4. 総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に見出し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者の掘り起しに努める。	随時 随時 随時	随時 6月 8月 10月 1月	・高齢者世帯へ訪問し、判断能力を欠く常況にある人の発見に努める。 ・担当地区の健診時に相談窓口を設置し相談しやすい体制づくりを行う。

<p>5. 高齢者の権利擁護に関する普及・啓発</p>	<p>認知症高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止・早期発見について普及・啓発活動に努める。</p>	<p>①全市対象研修会の開催 ②社会福祉士内部研修会の実施 ③権利擁護関係マニュアル等の見直し</p>	<p>9月 7月 11月 5月～1月</p>	<p>随時 随時 随時</p>	<p>・一人暮らし等の会食交流会や地域ケアネットワーク会議等でパンフレットを配布し 成年後見制度の周知を行う。 ・第三学区社会福祉協議会と連携を図り、福祉協力員に高齢者虐待防止についての勉強会を企画する。 ・担当地区民生児童委員の定例会へ参加し、高齢者虐待防止等についての周知を行う。</p>
<p>6. ケアマネジメントの質の向上・平準化</p>	<p>高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。</p>	<p>①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③ケアプラン検証専門家会議の開催 ④居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ⑤介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑥支援困難事例等マニュアルの検討</p>	<p>随時 6, 7月頃 年3回 年3回 随時 7月頃～</p>	<p>随時 下半年期</p>	<p>・指定介護予防ケアマネジメント業務を委託している居宅介護支援事業所との意見交換会を行い、情報を共有し相談しやすい関係づくりを図る。</p>
<p>7. 災害時要援護高齢者の把握と救援支援</p>	<p>地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。</p>	<p>①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援</p>	<p>随時・通年</p>	<p>随時 下半年期</p>	<p>・民生委員と介護支援専門員と連絡をとり、速やかに情報交換を行い災害対策マニュアルに沿って対応する。 ・災害対策マニュアルを年度末更新する。</p>
<p>8. 認知症施策の推進</p>	<p>認知症施策推進5ヵ年計画に盛り込まれている認知症ケアパスの作成に取組み、日常生活圏域ごとの社会資源把握、地域課題の把握を行う。また市で新たに配置する認知症地域支援推進員と連携して、医療機関をはじめとする各種支援機関とのコーディネートに努める。</p>	<p>①認知症ケアパスの作成 ②認知症連絡箋の活用 ③認知症患者家族教室の開催 ④認知症患者家族に対する個別相談の実施</p>	<p>6月頃～随時 年6回 随時</p>	<p>随時 随時</p>	<p>・認知症サポーター養成講座を行い正しい情報を伝え専門医またはもの忘れ相談医への早期受診へ繋げる。 ・認知症ケアパス等の研修会や勉強会などに参加し知識を高める。</p>

平成26年度 地域包括支援センター運営活動計画書

	地域包括支援センター名:	健楽園地域包括支援センター		管理者名:	佐藤 規子
重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	時期	各センター(内容、時期・回数等)	
1. 地域ケア会議(個別会議)の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	平成26年度から地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域包括ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種による支援体制の構築を図る。	①地域ケア推進担当者合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催	4/16 随時 年5回 8月、11月頃	年10回 年4回、随時 年2回 年2回	①地域ケア推進担当者会議を開催し地域の課題把握のための事業の進め方を協議する。また個別ケースの情報共有、検討を行う。 ②地域ケア会議の実施から、個別の課題解決を図り、地域の課題を把握する 独居高齢者世帯訪問を通して、学区単位、町単位で地域ケアネットワーク会議を開催し、ネットワークの構築、連携体制の強化を図る。
2. 一人ひとりに応じた介護予防の推進	二次予防事業対象者等が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。	①二次予防事業対象者のケアマネジメントの実施 ②介護予防講座等での基本チェックリスト実施数の拡大 ③保健師等の内部研修	随時 随時 6月 9月 12月	通年	①二次予防事業対象者で事業不参加者のうち一定基準該当者に状況確認及び支援。 二次予防事業中断者の状況確認及び支援。 ②介護予防講座、健康講座において基本チェックリストの実施と介護予防の啓発を行う。 独居高齢者世帯訪問や訪問相談(必要時)において基本チェックリストを実施。 ③郵送調査未回答の方への状況確認及び支援。
3. 要支援者の自立支援の推進	自立に向けた行動変容を誘導し、予防給付サービスだけでなく、個人のニーズに応じたインフォーマルサービス等を活用した目標型ケアマネジメントを行う。	①介護予防サービス支援計画表事例集の作成 ②地域資源情報一覧の作成	6月 2月	通年	①新規要支援認定者に対しては実態把握訪問を行い、制度説明し、適切な支援につなげる。 ②予防給付サービス利用者の自立支援に向け、インフォーマルも活用したマネジメントを行う。 ③地域との交流から地域資源の把握に努める。
4. 総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に見出し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者の掘り起しに努める。	随時 随時 随時	通年	①適切な相談支援ができるように、関係機関との連携・情報共有を図る。また各種研修に参加し資質向上に努め、センター内での勉強会・事例検討会、地域ケア推進担当者間でのケース検討を行う ②民協定例会においては情報収集、共有。地域に向いた際や地域の広報誌、法人の広報誌においてはPR、情報発信を行う。

<p>5. 高齢者の権利擁護に関する普及・啓発</p>	<p>認知症高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止・早期発見について普及・啓発活動に努める。</p>	<p>①全市対象研修会の開催 ②社会福祉士内部研修会の実施 ③権利擁護関係マニュアル等の見直し</p>	<p>9月 7月 11月 5月～1月</p>	<p>随時</p>	<p>①民協定例会において成年後見制度利用促進や、高齢者虐待防止、早期発見の啓発を行う。 ②地域のサロン等においては、消費者被害予防の啓発活動に力を入れる。</p>
<p>6. ケアマネジメントの質の向上・平準化</p>	<p>高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。</p>	<p>①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③ケアプラン検証専門家会議の開催 ④居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ⑤介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑥支援困難事例等マニュアルの検討</p>	<p>随時 6, 7月頃 年3回 年3回 随時 7月頃～</p>	<p>6～8月 9月 随時</p>	<p>①担当地域の居宅支援事業所訪問を通して、地域や介護支援専門員の課題把握に努める。また情報交換会や勉強会等を行い連携強化、資質向上を図る。 ②居宅介護支援事業所からの支援困難ケースの対応には、関係機関と連携を図るなどし、解決に向けて一緒に支援する。</p>
<p>7. 災害時要援護高齢者の把握と救援支援</p>	<p>地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。</p>	<p>①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援</p>	<p>随時・通年</p>	<p>7～10月 随時</p>	<p>①独居高齢者世帯訪問時に避難場所、避難方法などを確認し、必要な情報提供を行う。 ②災害時の安否確認と支援。 ③災害時対応マニュアルの見直し</p>
<p>8. 認知症施策の推進</p>	<p>認知症施策推進5ヵ年計画に盛り込まれている認知症ケアパスの作成に取組み、日常生活圏域ごとの社会資源把握、地域課題の把握を行う。また市で新たに配置する認知症地域支援推進員と連携して、医療機関をはじめとする各種支援機関とのコーディネートに努める。</p>	<p>①認知症ケアパスの作成 ②認知症連絡箋の活用 ③認知症患者家族教室の開催 ④認知症患者家族に対する個別相談の実施</p>	<p>6月頃～ 随時 年6回 随時</p>	<p>随時 年6回</p>	<p>認知症ケアパスについて理解し、 ①総合相談や、関係機関からの情報提供等により認知症等に関する相談情報連絡箋の活用やもの忘れ相談医へつなぎ、早期受診、早期対応ができる。 ②認知症患者家族教室参加の勧奨と、担当保健師と連携し支援につなげる。</p>

平成26年度 地域包括支援センター運営活動計画書

	地域包括支援センター名:	永寿荘地域包括支援センター		管理者名: 清和 ゆう	
重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市	時期	各センター(内容、時期・回数等)	
1. 地域ケア会議(個別会議)の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	平成26年度から地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域包括ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種による支援体制の構築を図る。	①地域ケア推進担当者会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催	4/16 随時 年5回 8月、11月頃	月1回・適宜 随時 年1~2回 適宜	○地域ケア推進担当者会議を定期開催し、課題の把握と情報交換を行う。 ○民協の定例会や地域の行事に参加し、情報収集と情報の共有化を図る。 ○学区・地区社協と連携して、地域ケアネットワーク会議を開催しネットワークの構築に努める。 ○町内会単位での個別の地域ケア会議を行い、顔の見える関係づくりと地域課題の把握に繋ぐ。
2. 一人ひとりに応じた介護予防の推進	二次予防事業対象者等が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。	①二次予防事業対象者のケアマネジメントの実施 ②介護予防講座等での基本チェックリスト実施数の拡大 ③保健師等の内部研修	随時 随時 6月 9月 12月	通年 通年 4月 通年 通年	○二次予防事業対象者の事業参加のマネジメントを行い、予防の啓発に努める。 ○基本チェックリストにおいてセンター内での基準を決め、電話や訪問で介入する。 ○地域推進担当者でチラシを作成、地域の老人会・サロンの責任者へ送付し予防講座の啓発を行う。 ○地域のサロン・老人会で基本チェックリストの実施拡大。 ○認知症等の連絡箋の使用についてセンター内での周知の機会をつくり、使用件数を増やす。
3. 要支援者の自立支援の推進	自立に向けた行動変容を誘導し、予防給付サービスだけでなく、個人のニーズに応じたインフォーマルサービス等を活用した目標型ケアマネジメントを行う。	①介護予防サービス支援計画表事例集の作成 ②地域資源情報一覧の作成	6月 2月	適宜	○包括内部・外部の研修によりケアマネジメント資質向上を図る。 ○担当エリアでの地域資源情報の収集を行い、一覧の作成に向け取り組む。
4. 総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に見出し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者の掘り起しに努める。	随時 随時 随時	通年 通年 5月作成 通年	○関係機関と連携・情報共有を図り、協働した対応ができるようにする。 ○地域ケア推進担当者や民生委員等との情報共有を行い、地域に潜在している要援護者の把握に努め対応していく。 ○地域包括のチラシを作成し、地域の行事等に参加の際に配布したり、学区内の医療機関に設置する等、周知活動を続ける。

5. 高齢者の権利擁護に関する普及・啓発	認知症高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止・早期発見について普及・啓発活動に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ①全市対象研修会の開催 ②社会福祉士内部研修会の実施 ③権利擁護関係マニュアル等の見直し 	<p>9月</p> <p>7月 11月</p> <p>5月～1月</p>	<p>通年</p> <p>6月</p>	<p>○要支援の未利用者の電話での実態把握を行う。(更新時期・半年後)</p> <p>○認知症サポーター講座の開催で認知症の正しい情報を伝える</p>
6. ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③ケアプラン検証専門家会議の開催 ④居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ⑤介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑥支援困難事例等マニュアルの検討 	<p>随時</p> <p>6, 7月頃</p> <p>年3回</p> <p>年3回</p> <p>随時</p> <p>7月頃～</p>	<p>通年</p> <p>随時</p>	<p>○担当エリアの居宅介護支援事業所や小規模多機能の介護支援専門員へマネジメントに必要な情報提供を行いながら、相談しやすい関係をつくる。</p> <p>○支援困難ケースについては、関係機関と連携を図りながら、解決の方向に向け、支援する。</p>
7. 災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援 	<p>随時・通年</p>	<p>年度末まで</p>	<p>○担当地域の災害時の避難場所や体制等についての現状を把握する。</p> <p>○地域の現状を把握後、地域の中で包括が出来る支援についてセンター内での検討する。</p> <p>○災害時対応マニュアルの作成</p>
8. 認知症施策の推進	認知症施策推進5ヵ年計画に盛り込まれている認知症ケアパスの作成に取組み、日常生活圏域ごとの社会資源把握、地域課題の把握を行う。また市で新たに配置する認知症地域支援推進員と連携して、医療機関をはじめとする各種支援機関とのコーディネートに努める。	<ul style="list-style-type: none"> ①認知症ケアパスの作成 ②認知症連絡箋の活用 ③認知症患者家族教室の開催 ④認知症患者家族に対する個別相談の実施 	<p>6月頃～随時</p> <p>年6回</p> <p>随時</p>	<p>通年</p> <p>通年</p> <p>通年</p>	<p>○認知症ケアパスの研修を受けて、学ぶ。</p> <p>○物忘れ相談医の紹介や認知症等の連絡箋を活用し、早期受診に繋げる。</p> <p>○認知症患者家族教室での情報や個別相談の意向があった方への早期面談の実施と問題解決への支援を行う。</p>

平成26年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名:しおん荘地域包括支援センター

管理者名: 佐藤 瑞紀

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市	時期	各センター(内容、時期・回数等)	
1. 地域ケア会議(個別会議)の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	平成26年度から地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域包括ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種による支援体制の構築を図る。	①地域ケア推進担当者会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催	4/16 随時 年5回 8月、11月頃	随時 随時 年5回 8月、11月頃	○地域ケア推進会議を開催し、個別ケースの検討や地域課題を探る。 ○地域ケア個別会議の開催。 ○地域ケアネットワーク会議の開催。 ○民生定例会や地域における各種団体等の会議に参加し、情報共有をし、連携を深める。 ○西郷安心カードの運営状況確認や新規等の後方支援を行う。他の担当区においては、安心カードを介してのネットワーク構築につながる支援を進める。
2. 一人ひとりに応じた介護予防の推進	二次予防事業対象者等が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。	①二次予防事業対象者のケアマネジメントの実施 ②介護予防講座等での基本チェックリスト実施数の拡大 ③保健師等の内部研修	随時 随時 6月 9月 12月	随時 6.9.12月 随時	○二次予防事業対象者のマネジメントを行い、支援する。○サロンや老人クラブ等での介護予防講座を開催。特に過去二年で未実施の所には地区担当保健師と連携しながら重点的に開催を働きかけ、基本調査の実施をはかっていく。 ○専門職の内部研修等で積極的に自己研鑽し、スキルアップを図る。
3. 要支援者の自立支援の推進	自立に向けた行動変容を誘導し、予防給付サービスだけでなく、個人のニーズに応じたインフォーマルサービス等を活用した目標型ケアマネジメントを行う。	①介護予防サービス支援計画表事例集の作成 ②地域資源情報一覧の作成	6月 2月	6.2月 6月	○介護予防サービス計画事例集と地域資源情報の内容を確認しながら、地域のインフォーマルを把握していく。○要支援認定者へのサービス利用意向確認を行い、定期的の実態把握を行う。
4. 総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に見出し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者の掘り起しに努める。	随時 随時 随時	随時 随時	○サロンや老朽、法人広報等活用し、積極的に包括の周知を図る。○各種相談において、専門職種間で相談内容の検討を行い、関係機関と連携をはかりながら迅速に対応する。 ○各種相談に適切に対応できるように研修等を通して資質向上を図っていく。

<p>5. 高齢者の権利擁護に関する普及・啓発</p>	<p>認知症高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止・早期発見について普及・啓発活動に努める。</p>	<p>①全市対象研修会の開催 ②社会福祉士内部研修会の実施 ③権利擁護関係マニュアル等の見直し</p>	<p>9月 7月 11月 5月～1月</p>		<p>○高齢者の権利擁護に関する研修・勉強会等を開催し、制度の普及や啓発を行う。 ○権利擁護業務の専門職としての知識を習得し、資質向上に努める。</p>
<p>6. ケアマネジメントの質の向上・平準化</p>	<p>高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。</p>	<p>①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③ケアプラン検証専門家会議の開催 ④居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ⑤介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑥支援困難事例等マニュアルの検討</p>	<p>随時 6, 7月頃 年3回 年3回 随時 7月頃～</p>		<p>○介護支援専門員の個別の相談対応を行い、支援困難事例においては必要時同行訪問等行う。 ○制度やケアプランに係る情報提供。 ○制度やケアプランに係る研修等の情報提供を行い、介護支援専門員の資質向上につながるような支援をする。</p>
<p>7. 災害時要援護高齢者の把握と救援支援</p>	<p>地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。</p>	<p>①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援</p>	<p>随時・通年</p>		<p>○担当区のハザードマップ、災害時の避難所避難所や避難経路の確認を行い、担当区の災害マニュアル等の情報収集を行う。 ○民生や居宅介護支援事業所と連携し、要援護居居高齢者の安否確認を支援。</p>
<p>8. 認知症施策の推進</p>	<p>認知症施策推進5ヵ年計画に盛り込まれている認知症ケアパスの作成に取組み、日常生活圏域ごとの社会資源把握、地域課題の把握を行う。また市で新たに配置する認知症地域支援推進員と連携して、医療機関をはじめとする各種支援機関とのコーディネートに努める。</p>	<p>①認知症ケアパスの作成 ②認知症連絡箋の活用 ③認知症患者家族教室の開催 ④認知症患者家族に対する個別相談の実施</p>	<p>6月頃～ 随時 年6回 随時</p>		<p>○認知症施策やケアパス作成に係る包括内部での共通認識をもつ。 ○連絡箋を積極的に活用し、認知症患者家族を支援する。 ○家族教室参加者で個別相談希望があった際(通常相談も含め)には迅速に対応し、関係機関と連携しながら適切に支援していく。 ○認知症サポーター養成講座の開催を行い、地域での認知症に対する理解を深める。</p>

平成26年度 地域包括支援センター運営活動計画書

	地域包括支援センター名:	地域包括支援センターふじしま			管理者名: 小野寺 陽子
重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	時期	各センター(内容、時期・回数等)	
1. 地域ケア会議(個別会議)の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	平成26年度から地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域包括ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種による支援体制の構築を図る。	①地域ケア推進担当者会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催	4/16 随時 年5回 8月、11月頃	①適宜 ②毎月 ③年6回 ④毎月 ⑤2回×2 ⑥年2回	①地域ケア会議(個別会議)の開催 ②地域ケアふじしま連携会議の開催 ③地区別地域ケア会議の開催 ④地域ケア推進担当者会議の開催 ⑤地域ケアネットワーク会議開催 ・中学校区2回 ・小学校区(重点地区)2回 ⑥藤島地区開業医師との連携会議
2. 一人ひとりに応じた介護予防の推進	二次予防事業対象者等が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。	①二次予防事業対象者のケアマネジメントの実施 ②介護予防講座等での基本チェックリスト実施数の拡大 ③保健師等の内部研修	随時 随時 6月 9月 12月	通年	①二次予防対象者への訪問、マネジメント ②事業中断者への訪問 ③事業を卒業した方のリスト作成、訪問活動 ④介護予防教室等を活用した介護予防活動とチェックリスト実施 ⑤介護予防事業(はつらつ元気大学)への参加
3. 要支援者の自立支援の推進	自立に向けた行動変容を誘導し、予防給付サービスだけでなく、個人のニーズに応じたインフォーマルサービス等を活用した目標型ケアマネジメントを行う。	①介護予防サービス支援計画表事例集の作成 ②地域資源情報一覧の作成	6月 2月	通年	①インフォーマルサービスを含めた適切なケアマネジメントを行う ②委託ケースケアマネジメントへの積極的な関与
4. 総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に見出し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者の掘り起しに努める。	随時 随時 随時	①適宜 ②適宜 ③毎月 ④適宜 ⑤年4回	①各種相談の受付、迅速な対応、訪問 ②受けた相談に対しチームアプローチの展開 ③民協定例会参加等、地域内での積極的な情報収集 ④地域包括支援センターの周知と地域資源等の情報提供を積極的に行う ⑤広報の発行

5. 高齢者の権利擁護に関する普及・啓発	認知症高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止・早期発見について普及・啓発活動に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ①全市対象研修会の開催 ②社会福祉士内部研修会の実施 ③権利擁護関係マニュアル等の見直し 	<p>9月</p> <p>7月 11月</p> <p>5月～1月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①年4回 ②適宜 	<ul style="list-style-type: none"> ①広報等を活用して継続的に権利擁護の普及啓発活動を行う ②権利擁護事業へスムーズにつなげるために社会福祉協議会、市との連携、協働に努める。
6. ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③ケアプラン検証専門家会議の開催 ④居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ⑤介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑥支援困難事例等マニュアルの検討 	<p>随時</p> <p>6, 7月頃</p> <p>年3回</p> <p>年3回</p> <p>随時</p> <p>7月頃～</p>	<p>随時</p> <p>7月頃～</p>	<p>通年</p> <ul style="list-style-type: none"> ①困難事例を含む介護支援専門員への相談対応 ②地域ケア会議開催により困難事例への対応を通し介護支援専門員の支援を図る ③介護支援専門員に対し最新情報の提供、アドバイス
7. 災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援 	<p>随時・通年</p>	<p>随時</p> <p>7月頃～</p>	<p>通年</p> <ul style="list-style-type: none"> ①災害時に安否確認が必要な方のリスト作成 ②自然災害等により被害に応じた安否確認
8. 認知症施策の推進	認知症施策推進5ヵ年計画に盛り込まれている認知症ケアパスの作成に取り組み、日常生活圏域ごとの社会資源把握、地域課題の把握を行う。また市で新たに配置する認知症地域支援推進員と連携して、医療機関をはじめとする各種支援機関とのコーディネートに努める。	<ul style="list-style-type: none"> ①認知症ケアパスの作成 ②認知症連絡箋の活用 ③認知症患者家族教室の開催 ④認知症患者家族に対する個別相談の実施 	<p>6月頃～</p> <p>随時</p> <p>年6回</p> <p>随時</p>	<p>随時</p> <p>7月頃～</p>	<p>通年</p> <ul style="list-style-type: none"> ①認知症に係る個別の相談支援の実施 ②認知症連絡箋の活用 ③認知症患者家族教室への参加勧奨 ④地域における認知症についての情報発信と教育活動 ⑤社会資源の掘り起し、情報収集等により地域を知る。

平成26年度 地域包括支援センター運営活動計画書

	地域包括支援センター名:	地域包括支援センターかみじ荘	管理者名:	長南 くに子	
重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	時期	各センター(内容、時期・回数等)	
1. 地域ケア会議(個別会議)の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	平成26年度から地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域包括ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種による支援体制の構築を図る。	①地域ケア推進担当者会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催	4/16 随時 年5回 8月、11月頃	通年 年4回	①地域ケア推進担当者会議を(第3火曜日)実施し、羽黒庁舎、社会福祉協議会羽黒福祉センターと連携を深める。 ②地域ケア会議は、定例開催が出来るように調整する。 ③地域ケアネットワーク会議は、小単位生活圏で行い、平成27年度に地域課題の解決に向けて活動できるよう準備に入る。
2. 一人ひとりに応じた介護予防の推進	二次予防事業対象者等が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。	①二次予防事業対象者のケアマネジメントの実施 ②介護予防講座等での基本チェックリスト実施数の拡大 ③保健師等の内部研修	随時 随時 6月 9月 12月	随時	①基本チェックリスト運動器3/5、認知1/3、年齢85歳未満の方を二次予防事業参加勧奨する。 ②二次予防事業参加者のマネジメントを行い、達成しやすい具体的な支援目標を設定し自立を促す。 ③老人クラブ、サロンで介護予防講座を開催し、介護予防の啓発を行う。
3. 要支援者の自立支援の推進	自立に向けた行動変容を誘導し、予防給付サービスだけでなく、個人のニーズに応じたインフォーマルサービス等を活用した目標型ケアマネジメントを行う。	①介護予防サービス支援計画表事例集の作成 ②地域資源情報一覧の作成	6月 2月	随時	①介護給付サービスだけでなく、ニーズを把握した上で、インフォーマルサービス等を活用したマネジメントを行う。 ②羽黒地域で活用できるインフォーマルサービスの情報把握を行う。
4. 総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に見出し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者の掘り起しに努める。	随時 随時 随時	随時 隔月 通年	①相談内容の検討を行った上で、独自の総合相談ガイドラインに則り対応する。 ②隔月に、羽黒庁舎、社会福祉協議会羽黒福祉センター、地域包括支援センターかみじ荘、居宅介護支センターかみじ荘で羽黒地域個別ケース等情報交換会を行い、情報の共有化を図る。 ③事業所内でのネット4U活用を推進し、特に主治医との連携充実を図る。

5. 高齢者の権利擁護に関する普及・啓発	認知症高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止・早期発見について普及・啓発活動に努める。	①全市対象研修会の開催 ②社会福祉士内部研修会の実施 ③権利擁護関係マニュアル等の見直し	9月 7月 11月 5月～1月	随時 後期	①虐待対応時は、鶴岡市権利擁護関係のマニュアルに沿い迅速に対応する。 ②地域課題から、「高齢期を迎えるために知っておくべきこと」の住民向け研修会の一つに「成年後見制度」について実施する。
6. ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③ケアプラン検証専門家会議の開催 ④居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ⑤介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑥支援困難事例等マニュアルの検討	随時 6, 7月頃 年3回 年3回 随時 7月頃～	随時	①介護支援専門員に対する支援困難事例等に関し、課題に応じた専門職を主担当として支援する。 ②地域ケア会議開催時は、ケアプランの内容等も検証できるようにする。
7. 災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・通年	通年	①各集落における災害避難計画についての情報収集を行い、避難場所の確認を行う。 ②羽黒地域の洪水ハザードマップ等を事業所内に置き、災害発生時の情報収集に役立てる。 ③災害時に備え、羽黒地域の避難道路等の確認を行う。
8. 認知症施策の推進	認知症施策推進5ヵ年計画に盛り込まれている認知症ケアパスの作成に取組み、日常生活圏域ごとの社会資源把握、地域課題の把握を行う。また市で新たに配置する認知症地域支援推進員と連携して、医療機関をはじめとする各種支援機関とのコーディネートに努める。	①認知症ケアパスの作成 ②認知症連絡箋の活用 ③認知症患者家族教室の開催 ④認知症患者家族に対する個別相談の実施	6月頃～ 随時 年6回 随時	通年	①認知症ケアパスについて理解する。 ②日常生活圏域での気づきシート作成のため、情報収集にあたる。 ③認知症連絡箋を活用し、早期に認知症の治療が開始できるように支援する。

平成26年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： 鶴岡市地域包括支援センターあさひ

管理者名： 難波 琴

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市	時期	各センター(内容、時期・回数等)	
1. 地域ケア会議(個別会議)の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	平成26年度から地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域包括ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種による支援体制の構築を図る。	①地域ケア推進担当者会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催	4/16 随時 年5回 8月、11月頃	月1回 随時 月1回 通年	・定例である朝日地域連絡調整会議を開催し、地域の情報を各関係機関と共有、支援ケースの検討を行う。随時地域ケア会議を開催していく。 ・地域を選定し、各会合等の機会に積極的に地域に足を運びアンケート等の方法で課題を把握していき、住民が望む地域づくりのためのネットワークの構築を目指す。 ・定例民生委員会に参加しネットワーク構築を目指す。 ・研修会への参加・協力。
2. 一人ひとりに応じた介護予防の推進	二次予防事業対象者等が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。	①二次予防事業対象者のケアマネジメントの実施 ②介護予防講座等での基本チェックリスト実施数の拡大 ③保健師等の内部研修	随時 随時 6月 9月 12月	通年 随時	・二次予防事業対象者への速やかな対応で実態把握を行なっていく。 ・健康教室、サロン等とのタイアップで、介護予防の啓発や地域の実情把握を行なう。
3. 要支援者の自立支援の推進	自立に向けた行動変容を誘導し、予防給付サービスだけでなく、個人のニーズに応じたインフォーマルサービス等を活用した目標型ケアマネジメントを行う。	①介護予防サービス支援計画表事例集の作成 ②地域資源情報一覧の作成	6月 2月	通年	・マニュアルをもとに良質なプランを作成し自立支援を目指す。的確なアセスメントを行い、ニーズの把握を行なう。インフォーマルサービスを取り入れたプランの作成を行なう。
4. 総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に見出し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者の掘り起しに努める。	随時 随時 随時	随時 随時 随時	・地域高齢者等に対して的確に状況を把握し、専門的な助言・支援を行い、必要に応じ関係機関に繋げるワンストップサービスを目指していく。 ・地域・集落の会合等に出向き、要援護高齢者等の発見や情報収集を行なう。 ・地域包括支援センターの周知を図り、地域に呼んでもらえるような関係を作る。

5. 高齢者の権利擁護に関する普及・啓発	認知症高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止・早期発見について普及・啓発活動に努める。	①全市対象研修会の開催 ②社会福祉士内部研修会の実施 ③権利擁護関係マニュアル等の見直し	9月 7月 11月 5月～1月	随時 随時	・各研修会に参加、協力し知識を身につけていく。 ・マニュアルをもとに関係機関との連携や対応等を随時確認し、迅速に動いていく。
6. ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③ケアプラン検証専門家会議の開催 ④居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ⑤介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑥支援困難事例等マニュアルの検討	随時 6, 7月頃 年3回 年3回 随時 7月頃～	通年 随時	・相談窓口設置の周知を行なう。支援困難ケース等の支援を行う。 ・事業への参加・協力。
7. 災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・通年	通年 随時	・安心見守りカード事業を継続していく。 ・災害避難場所の確認。
8. 認知症施策の推進	認知症施策推進5ヵ年計画に盛り込まれている認知症ケアパスの作成に組み込み、日常生活圏域ごとの社会資源把握、地域課題の把握を行う。また市で新たに配置する認知症地域支援推進員と連携して、医療機関をはじめとする各種支援機関とのコーディネートに努める。	①認知症ケアパスの作成 ②認知症連絡箋の活用 ③認知症患者家族教室の開催 ④認知症患者家族に対する個別相談の実施	6月頃～ 随時 年6回 随時	随時	・認知症ケアパスの研修会に参加し理解を深める。 ・認知症サポーター養成講座の開催等で地域に認知症を理解してもらう。同時に地域での課題を把握する。

地域ケア会議の推進について

平成26年10月22日（水）

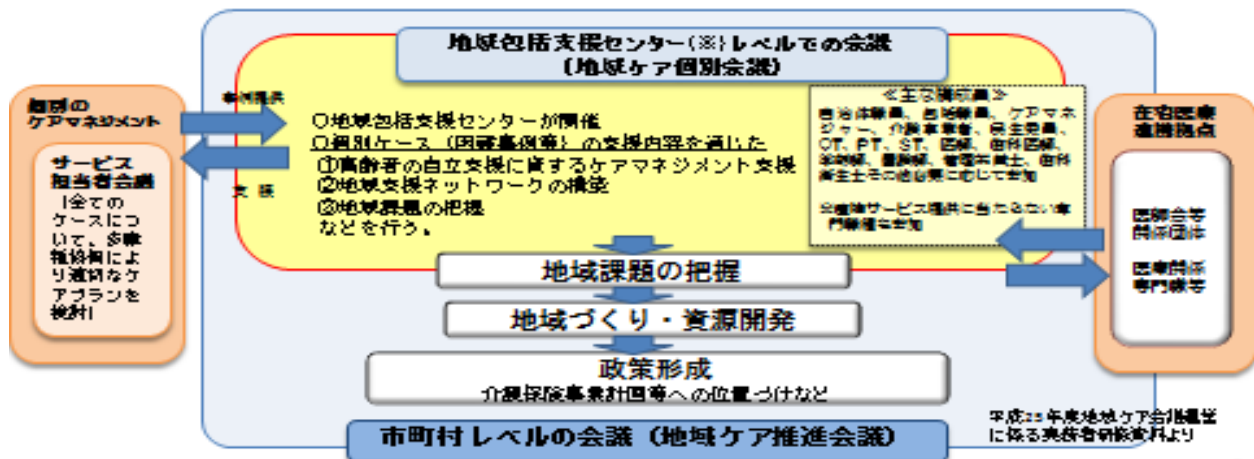
鶴岡市健康福祉部長寿介護課

地域包括支援センター

地域ケア会議

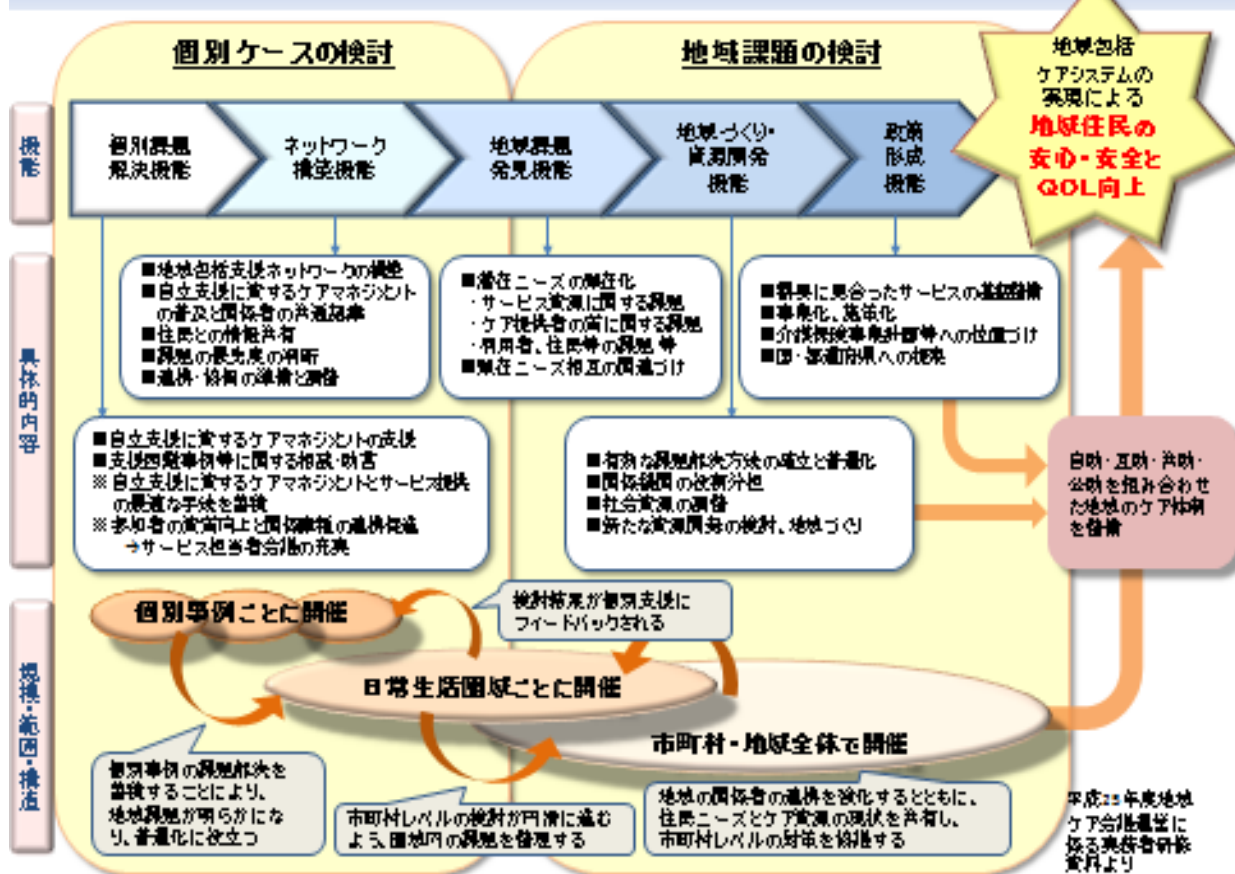
地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

- 具体的には、地域包括支援センター等が主催し、
- 医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。
 - 個別ケースの課題分析等を読み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。
 - 共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる。



2

(参考)「地域ケア会議」の5つの機能



※地域ケア会議の参加者や頻度は、検討内容によって異なる。

3

鶴岡市の取組み

【経過】

H25.1.30 試行的に地域ケア会議の開催

H25.2.14 先進地視察(埼玉県和光市)

H25.6.10 地域ケア会議個別会議勉強会開催

H25.9.26

鶴岡市地域ケア会議プロジェクト 会議を設置

構成: 行政関係者

地域包括支援センター管理者

H26.4.1

地域ケア会議個別会議マニュアルの作成

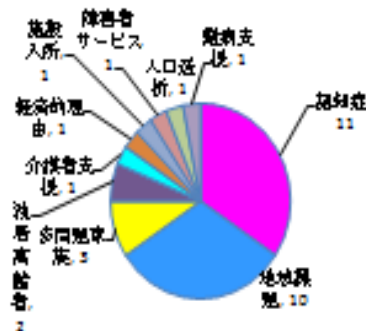
平成27年度

地域ケア推進会議(仮称)を設置予定

地域ケア会議実施状況

H26.9.30現在		
No.	地域包括支援センター名	開催回数
1	市包括	3
2	社協(本センター)	0
3	社協(なえづ)	1
4	社協(おおやま)	1
5	社協(とようら)	0
6	社協(くしびき)	0
7	社協(あつみ)	1
8	つくし	3
9	徳楽園	2
10	永寿荘	0
11	しおん荘	2
12	ふじしま	14
13	かみじ荘	5
14	あまひ	0
15	総計	32

個別会議テーマ	件数	
認知症	11	24.4%
地域課題	10	21.2%
生活困窮支援	3	9.4%
生涯学習会	2	6.2%
介護者支援	1	2.1%
経済的理由	1	2.1%
施設入所	1	2.1%
障害者サービス	1	2.1%
人口減少	1	2.1%
難病支援	1	2.1%
総計	32	



表在化された地域課題

地域課題の類型	件数
認知症支援	15
独居者の支援	7
要援護者の支援体制	6
町内会の福祉体制	4
ペット	3
多問題家族	3
地域資源の把握	3
キーパーソン不在	3
若年要援護者	3
個人情報保護	2
消費者被害	2
民生委員との協働	2
でかける場	2
サービスの不足	2
その他	3
合計	60

【地域課題例】

- ・認知症に対する無理解(不安感)
 - ・認知症高齢者を検索する際における情報共有・体制の整備
 - ・認知症の診断が医師によってまちまち
 - ・ゴミだし等を自力でできない家族が増えている
- ペットの管理ができなく、近隣に迷惑をかけている。
- ・緊急時の連絡先を引き受けてくれるご近所の不在。
 - ・もともと近隣との関わりが良くない人が、個人情報保護法が施行されたことで、さらに関わりこくなった。

不足しているサービス等

不足しているサービス	件数
認知症	6
軽度生活支援	4
見守り	4
レスパイト	2
経済的課題	2
地域の支援員	2
キーパーソン	1
ペット	1
温海エリアの介護サービス	1
介護支援専門員のマネジメン	1
気軽に集まる場	1
消費者被害対策	1
障害福祉サービス	1
独居高齢者支援	1
予防対象者の把握	1
総計	29

【不足サービス具体例】

- ・レスパイト入院先
- ・民生委員以外のインフォーマルな見守り支援
- ・認知症専門医による往診
- ・認知症高齢者見守りサービス
- ・ちょっとした手伝いの手(ゴミ出しや、声掛け)
- ・施設入所や死亡などで飼い主がいなくなったあとのペットの対応。
- ・歩いていける範囲で気軽にいける場所
- ・訪問販売等の悪徳業者が来た場合、地域全体で住民を見守りできるシステムや環境づくり
- ・親族が遠方の高齢者が増加。申請や通院時に対応できる方がいない。権利擁護に乗せるまでも時間がかかる。

地域ケア会議の課題

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、医療との連携、自助・互助・共助・公助の適切なコーディネート、サービス資源の開発など、包括的なケアシステムの構築が必要であり、地域ケア会議はその実現のための重要な手段として位置づけられている。
- 地域ケア会議は多職種により個別事例の検討を行うが、それを積み重ねることを通じて以下の実現が期待できる。
 - ・ 高齢者の課題解決の支援と介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメント能力の向上
 - ・ 高齢者の実態把握や課題解決を図ることを可能とする地域の関係機関等の相互の連携による地域包括支援ネットワークの構築
 - ・ 個別の課題を解決する中で浮き上がりつつある地域の資源不足やサービス量の課題などについて、地域で必要な取組を明確化し、それを政策へ反映させること
- 地域包括支援センターの取組を通じ、町内会の役員等これまでの事例検討会に入ってこなかった地域の方を含めて検討することにより、地域の人々が地域課題として受け止め、町内会の役員会で話し合ったなど、地域の課題力の向上にも寄与している取組になっている。
- 現状は、地域包括支援センターが受けた困難事例が中心になっており、今後、全介護支援専門員を対象に実施することが求められているため、負担なく効果的な取組の検討が必要である。
- 在宅の限界点を上げるため、表在化された課題や、不足しているサービスから互助、共助、公助の仕組みづくりにつなげるために、市レベルの「地域ケア推進会議（仮称）」の設置を図らなければならないが、効果的な取組につなげるための、組織化が課題である。

平成26年度

指定介護予防支援ケアマネジメント業務委託について

平成26年10月22日（水）
鶴岡市健康福祉部長寿介護課
地域包括支援センター

介護予防ケアマネジメント(予防給付)委託上の注意

◆予防給付の基本的な考え方

「要支援状態にあってもその悪化をできる限り防ぎ自立した生活を支援する」を目的として実施するもの

◆指定居宅介護支援事業者への委託について

地域包括支援センターは、指定介護予防支援事業者の指定を受け、予防給付のケアマネジメントの業務を行いますが、その業務の一部を厚生労働省令で定める者(指定居宅介護支援事業者)に委託できます。利用者が従前利用していた介護支援専門員にも、予防給付にかかる利用計画の作成を依頼できるようにすることで、予防給付への円滑な移行や、介護給付に移行した場合の連携を確保するといった観点からです。

(地域包括支援センターマニュアルより)

◆要支援認定者にかかる予防支援業務の鶴岡市の方針として

原則的にエリア担当の地域包括支援センターが担当とするが、前述の地域包括支援センターマニュアルを受け、以下の場合に指定居宅介護支援事業者へ委託するものである。

- ① 利用者が要介護認定で既に居宅介護支援を受けており、更新等認定により要支援認定になったもので、引き続き従前の居宅介護支援事業者の支援を希望する場合。
- ② 家族等が居宅介護支援事業者による支援を受けており、本人が同じ居宅介護支援事業者の支援を希望する場合。
- ③ 利用者が、担当エリアの地域包括支援センターとの良好な関係性を保てず、エリア担当の地域包括支援センターが支援することで困難性の発生が想定できる場合。
- ④ 上記によらずやむを得ない事情がある場合。

◆住宅改修、福祉用具購入等給付管理業務を必要としない場合

住宅改修、福祉用具購入であっても、適切なマネジメントにもとづいて提供されるべきものであるため、原則的に利用者が居住するエリアを担当する地域包括支援センターが担当する。

平成25年度 介護予防マネジメント委託状況報告

(平成25年4月～H26年3月給付実績分)

(件)

No.	法人名等	所在地	指定居宅介護支援事業所名	市	市社協	つくし	健康園	永寿荘	しおん荘	ふじしま	かみじ荘	あさひ	合計	割合
1	社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協議会	鶴岡市西新斎町14-26	居宅介護支援センターふれあい	0	63	33	36	0	0	0	0	0	132	3.0%
2		鶴岡市ほなみ町3-1	なえづ居宅介護支援センター	0	28	0	0	0	0	0	0	0	28	0.6%
3		鶴岡市大山三丁目34-1	居宅介護支援センターおおやま	0	31	0	0	0	35	0	0	0	66	1.5%
4		鶴岡市友江町23-14	居宅介護支援センターたかだて	0	32	12	0	0	14	0	0	0	58	1.3%
5		鶴岡市三瀬字菖蒲田67-1	とよら居宅介護支援センター	0	95	0	0	0	0	0	0	0	95	2.2%
6		鶴岡市上山添字成田21-9	くしびき居宅介護支援センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
7		鶴岡市湯温海字湯之尻521-12	居宅介護支援センター愛寿園	0	16	0	0	0	0	0	0	0	16	0.4%
8	社会福祉法人 一幸会	鶴岡市美原町4-40	健康園居宅介護支援センターみはら	31	12	0	65	0	0	0	0	0	108	2.5%
9	社会福祉法人 恵泉会	鶴岡市茅原町28-10	永寿荘居宅介護支援センター	0	0	93	12	181	0	0	0	0	286	6.5%
10	社会福祉法人 思恩会	鶴岡市湯野浜一丁目19-28	しおん荘居宅介護支援事業所	0	36	0	0	0	351	0	0	0	387	8.8%
11	社団法人 鶴岡地区医師会	鶴岡市馬場町1-34	鶴岡地区医師会 ケアプランセンターふきのとう	20	84	590	0	18	5	1	12	0	730	16.7%
12	庄内医療生活協同組合	鶴岡市双葉町13-46	協立ケアプランセンターふたば	55	123	8	27	37	6	13	20	4	293	6.7%
13	庄内医療生活協同組合	鶴岡市双葉町13-47	協立ケアプランセンターあおば	0	115	8	0	0	18	0	5	0	146	3.3%
14	医療法人 斎藤胃腸病院	鶴岡市本町二丁目2-35	斎藤胃腸クリニック 居宅介護支援事業所	0	13	0	0	0	0	0	0	0	13	0.3%
15	社会福祉法人 山形虹の会	鶴岡市民田字代家田100-1	介護老人保健施設かけはし	15	53	148	14	11	15	0	0	0	256	5.8%
16	有限会社 在宅福祉サービスひまわり	鶴岡市稲生一丁目3-5	ひまわり居宅介護支援事業所	0	69	52	67	8	24	0	0	0	220	5.0%
17	医療法人社団 みつわ会	鶴岡市茅原町26-23	ケアプランセンターひだまり	21	48	96	0	48	12	8	20	0	253	5.8%
18	医療法人社団 山形愛心会	三川町押切新田深田1	介護老人保健施設ほのか	0	0	0	0	7	0	24	0	0	31	0.7%
19	株式会社 ニチイ学館	鶴岡市若葉町23-38	ニチイケアセンター鶴岡	9	46	66	12	12	0	0	0	0	145	3.3%
20		鶴岡市美咲町7-16	ニチイケアセンター鶴岡みさき	3	22	20	0	0	0	0	0	0	45	1.0%
21	鶴岡市農業協同組合	鶴岡市日吉町3-7	鶴岡市農業協同組合福祉サービス	8	91	36	7	0	23	0	0	0	165	3.8%
22	有限会社 山王フジックス	鶴岡市山王町14-23	山王フジックス 指定居宅介護支援事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
23	社会福祉法人 ふじの里	鶴岡市藤の花一丁目18-1	指定居宅介護支援センターふじの花荘	0	0	0	0	0	0	454	0	0	454	10.4%
24	社会福祉法人 羽黒百寿会	鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198-3	指定居宅介護支援センターかみじ荘	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
25	社会福祉法人 朝日ぶなの木会	鶴岡市熊出字東村157-2	居宅介護支援センターであい	0	6	0	0	0	0	0	0	0	6	0.1%

26	社会福祉法人 あつみ福祉会	鶴岡市榎代丁53-1	支援センター温寿荘	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0.7%
27	庄内まちづくり協同 組合 虹	鶴岡市日枝字海老島 36-4	ケアプランセンター虹	31	12	0	0	4	0	0	12	6	65	1.5%	
28	株式会社 むつみ	鶴岡市西目123-8	クオリティケアサービス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
29	特定非営利法人 地域福祉村	鶴岡市本町三丁目2- 5	介護支援センター「よつばの 里」	0	30	0	0	0	0	0	0	0	30	0.7%	
30	株式会社 とよみ	鶴岡市藤沢字石渡15 -13	ケアプランセンター大地	0	21	13	8	0	0	0	0	0	42	1.0%	
31	高齢者福祉生活協 同組合	鶴岡市みどり町22-40	指定居宅介護支援事業所 み どり	0	111	0	0	0	0	0	0	0	111	2.5%	
32	医療法人社団 健生会	東京都立川市錦町1- 16-15(昭島市福島町 908)	在宅クリニック昭島相互	0	0	0	0	7	0	0	0	0	7	0.2%	
33	社会福祉法人 創生会	横浜市旭区若葉台4- 16-1	横浜市若葉台地域ケアプラ ザ	0	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0.1%	
34	株式会社 アライブ	鶴岡市苗津町3-3	ケアプランセンターコーデ・E	0	24	113	0	0	0	0	0	0	137	3.1%	
35	有限会社ヘルパー サービスしあわせ	東京都葛飾区柴又1 丁目17番2号	ヘルパーサービスしあわせ 三郷営業所	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	0.1%	
36	合同会社 すばる	東京都小平市上水南 町3-3-25-1	居宅介護支援事業所すばる	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0.0%	
37	社会福祉法人 さくら会	酒田市中牧田字丸福 171	さくらホーム居宅介護支援事 業所	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4	0.1%	
38	株式会社 日本ケア サービス	静岡市清水区南矢部 565-3	株式会社 日本ケアサービス	0	0	0	0	0	12	0	0	0	12	0.3%	
委託合計 (a)				193	1,216	1,294	248	336	515	500	69	10	4,381	37.7%	
自包括担当件数 (b)				509	3,982	0	590	581	178	517	572	308	7,237	62.3%	
総計 (a+b)				702	5,198	1,294	838	917	693	1,017	641	318	11,618		
委託事業所数				9	26	16	9	11	11	5	5	2	34		

24	社会福祉法人 羽黒百寿会	鶴岡市羽黒町手向字 葉師沢198-3	指定居宅介護支援センター かみじ荘	0	0	0	0	0	0	0	0	72	0	72	2.9%
25	社会福祉法人 朝日ぶなの木会	鶴岡市熊出字東村 157-2	居宅介護支援センターであ い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
26	社会福祉法人 あつみ福祉会	鶴岡市楳代丁53-1	支援センター温寿荘	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0.5%
27	庄内まちづくり協同 組合 虹	鶴岡市日枝字海老島 36-4	ケアプランセンター虹	21	6	0	0	0	0	0	0	0	0	27	1.1%
28	株式会社 むつみ	鶴岡市西目123-8	クオリティケアサービス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
29	特定非営利法人 地域福祉村	鶴岡市本町三丁目2- 5	介護支援センター「よつばの 里」	0	12	23	0	0	0	0	0	0	0	35	1.4%
30	株式会社 とよみ	鶴岡市藤沢字石渡15 -13	ケアプランセンター大地	0	9	15	6	0	0	0	0	0	0	30	1.2%
31	高齢者福祉生活協 同組合	鶴岡市みどり町22-40	指定居宅介護支援事業所 み どり	0	51	0	0	0	0	0	0	0	0	51	2.1%
32	医療法人社団 健生会	東京都立川市錦町1- 16-15(昭島市福島町 908)	在宅クリニック昭島相互	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0.1%
33	社会福祉法人 創生会	横浜市旭区若葉台4- 16-1	横浜市若葉台地域ケアプラ ザ	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0.2%
34	株式会社 アライブ	鶴岡市苗津町3-3	ケアプランセンターコーデ・E	0	11	79	0	0	0	0	0	0	0	90	3.6%
35	株式会社 日本ケア サービス	静岡市清水区南矢部 565-3	株式会社 日本ケアサービ ス	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	0.2%
36	株式会社里くみ	鶴岡市稲生二丁目 33-15	里くみ居宅介護支援事業所	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%
委託合計 (a)				146	624	729	152	138	335	256	99	6	2,484	50.8%	
自包括担当件数 (b)				236	2,011	0	324	287	16	234	201	147	2,407	49.2%	
総 計 (a+b)				382	2,635	729	476	425	351	490	300	153	4,891		
委託事業所数				9	26	15	10	8	11	4	4	1	33		

**地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る
基準を定める条例の骨子案について**

平成26年10月22日（水）
鶴岡市健康福祉部長寿介護課

地域包括支援センター

鶴岡市における地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る

基準を定める条例（骨子案）

【市町村条例で定めることとなった経緯】

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）（第3次地方分権一括法（平成25年6月成立））において、従来、国で定めていた地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を、市の条例で定めることされた。

【経過措置】

この法律の施行日は平成26年4月1日であるが、施行日から1年を超えない期間内においては、地方自治体の条例が制定されるまでの間、省令によることができる経過措置が設けられている。

【市条例で定める基準】

地域包括支援センターの運営に関する基本方針（参酌すべき基準）

地域包括支援センターの職員に関する基準（従うべき基準）

【関係法令】

介護保険法第115条の46第5項の厚生労働省令で定める基準

介護保険法施行規則第140条の66

- ※1 「参酌すべき基準」とは、省令の基準を十分に参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容されるものです。
- ※2 「従うべき基準」とは、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準のことをいいます。省令と異なる内容を定めることは許容されませんが、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは可能です。
- ※3 「包括的支援事業」とは、介護保険法により定められた「介護予防ケアマネジメント業務」、「総合相談支援業務」、「権利擁護業務」及び「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」の事業をいいます。

1 制定の趣旨

この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、地域包括支援センターにおいて包括的支援業務を実施するために必要な基準を定めるものです。

2 条例の内容（案）

(1) 地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営方に関する基本方針

国の基準（参酌すべき基準）	市の基準案
① センターは、職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等をできるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにすること。	① センターの運営において、国の省令で特に問題がないため、国と同様とする。
② センターは、市町村に設置している地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。	② センターの運営において、国の省令で特に問題がないため、国と同様とする。

(2) センターの職員に関する基準

国の基準（従うべき基準）	市の基準案
① センターの担当区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。 ア 保健師その他これに準ずる者 1人 イ 社会福祉士その他これに準ずる者 1人 ウ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人	① センターの運営において、国の省令で特に問題がないため、国と同様とする。

② ①の規定にかかわらず、次のアからウまでのいずれかに掲げる場合には、センターの配置人員基準は、次の表の上覧に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。

ア 第1号被保険者の数がおおむね 3,000 人未満の市町村にセンターを設置する場合

イ 合併市町村又は一部事務組合若しくは広域連合であって、①の基準によってはセンターの効率的な運営に支障があると地域包

② 国の基準に準じて、第1号被保険者数 3,000 人未満又は 6,000 人以上のセンターの職員の配置基準を別表のとおり定める。

担当する区域における 第1号 被保険者の数	人員配置基準
おおむね 1,000 人未満	① のアからウまでに掲げる者のうち 1 人又は 2 人
おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満	① のアからウまでに掲げる者のうち 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満	専らその職務に従事する常勤の①のアに掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の①のイ又はウに掲げる者のいずれか 1 人

括支援センター運営において認められた場合

ウ 市町村の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一のセンターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

(別表)

地域包括支援センター専門職配置基準(案)

参考資料

(単位:人)

高齢者人口	専門職					パターン
	合計	保健師	社会福祉士	主任介護支援専門員	いずれかの専門職	
1,000人未満	1	1				①
1,000人～2,000人未満	2 うち専従常勤1	2				②
2,000人～3,000人未満	2	1	1			③
3,000人～6,000人未満	3	1	1	1		④
6,000人～7,000人未満	4	1	1	1	1	⑤ ①+④
7,000人～8,000人未満	5 うち専従常勤1	1	1	1	2	⑥ ②+④
8,000人～9,000人未満	5	1	1	1	2	⑦ ③+④
9,000人～12,000人未満	6	2	2	2		⑧ ④+④
15,000人～18,000人未満	9	3	3	3		⑨ ④+⑧

平成27年度 地域包括支援センター専門職配置(案)

設置法人	名称	担当区域	65歳以上人口 (H26.3.31)	専門職				合計
				保健師等	社会福祉士等	主任介護支援 専門員	いずれかの 専門職	
(社福) 鶴岡市社会福祉協議会	鶴岡市社会福祉協議会 地域包括支援センター	第6学区 京田 大泉 大山 第2学区 斎 黄金 上郷 三瀬 由良 小堅 櫛引 温海	17,840人	3人	3人	3人		9人
(社団) 鶴岡地区医師会	地域包括支援センター つくし	第3学区 湯田川 田川	4,294人	1人	1人	1人		3人
(社福) 一幸会	健康園 地域包括支援センター	第1学区 第4学区	6,138人	1人	1人	1人	1人	4人
(社福) 思恩会	しおん荘 地域包括支援センター	加茂 湯野浜 西郷	2,014人	1人	1人			2人
(社福) ふじの里	地域包括支援センター ふじしま	藤島地域	3,409人	1人	1人	1人		3人
(社福) 羽黒百寿会	地域包括支援センター かみじ荘	羽黒地域	2,638人	1人		1人		2人
(社福) 恵泉会	永寿荘 地域包括支援センター	第5学区 栄	2,718人	1人		1人		2人
(社福) 朝日ぶなの木会	地域包括支援センター あさひ	朝日地域	1,638人		1人	0.6人		1.6人
合計			40,689人	9人	8人	7.6人	1人	26.6人

介護予防支援に関する基準の条例制定について

1 経緯

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）」において、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の改正がなされ、従来、厚生労働省令等で全国一律に定められていた介護予防支援に関する基準について、市が条例で定めることになりました。

2 基準を定めるに当たり参酌する厚生労働省令

条例制定の対象となる厚生労働省令 サービス等区分

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号） 指定介護予防支援等

3 条例で定める基準の概要

（1） 「従うべき基準」

ア 介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び員数

- ・ 従業者及びその員数
- ・ 管理者

イ 介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するもの

- ・ 内容及び手続きの説明及び同意
- ・ サービス提供拒否の禁止
- ・ 秘密保持等
- ・ 事故発生時の対応

ウ 申請者の法人格の有無

（2） 「参酌すべき基準」

①以外の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び介護予防支援の事業の運営に関する基準

4 条例で定める基準の基本的な考え方

市内の介護予防支援事業所については、現在、法令で定める基準を遵守し適切な事業運営が行われているところです。

このため、条例制定に当たっては、本市独自の基準を設定することなく、国の基準を用いることとしたいと考えています。

地域包括支援センター担当区域の見直しについて

平成26年10月22日（水）
鶴岡市健康福祉部長寿介護課
地域包括支援センター

地域包括支援センター担当区域の見直しについて

1. 地域包括支援センター体制再編の経過

本市では、合併直後の旧市町村ごとに異なる地域包括ケア体制のバラツキの調整と、国の業務マニュアルを本市の実情に即したものとするため、平成18年に全市生活圏域を担当する市直営の地域包括支援センター1箇所を設置し、在宅介護支援センターとの連携体制をとりながら開始した。その後、高齢者の多様化・複雑化・深刻化する相談及びその件数の増加に対応し、市民が身近で速やかに包括的支援を受けられる体制を構築するため、平成21年度に2法人へ委託し、平成24年度は4法人、平成25年度は2法人へ委託し、現在は1直営・8委託法人の体制となっている。

平成23年度第1回（平成23年12月1日開催）で説明しましたとおり、平成27年3月をもって市直営センターを廃止し、平成27年4月から直営センターの担当地域を健楽園地域包括支援センターから担っていただくよう準備をすすめております。

なお、温海地域において鶴岡市社会福祉協議会地域包括支援センターの協力機関（ブランチ）として、社会福祉法人あつみ福祉会と包括的支援業務の運営に関する協定を結んでいましたが、あつみ支所が温海庁舎へ移転し、ワンストップ体制が確立されたため、平成26年度をもって協定を終了することとする。

2. 今後の市の担う役割

委託センターの中立・公正な業務の保証、均一性の確保や一体的な業務運営、あるいは地域包括ケアの拠点として、さらなる充実が求められており、市が継続して統括機能を担っていくものとする。

平成27年度 地域包括支援センター専門職配置（案）

設置法人	名称	担当区域	65歳以上人口 (H26.3.31)	専 門 職				
				保健師等	社会福祉士等	主任介護支援 専門員	いずれかの 専門職	合 計
(社福) 鶴岡市社会福祉協議会	鶴岡市社会福祉協議会 地域包括支援センター	第6学区 京田 大泉 大山 第2学区 斎 黄金 上郷 三瀬 由良 小堅 櫛引 温海	17,840人	3人	3人	3人		9人
(社団) 鶴岡地区医師会	地域包括支援センター つくし	第3学区 湯田川 田川	4,294人	1人	1人	1人		3人
(社福) 一幸会	健楽園 地域包括支援センター	第1学区 第4学区	6,138人	1人	1人	1人	1人	4人
(社福) 思恩会	しおん荘 地域包括支援センター	加茂 湯野浜 西郷	2,014人	1人	1人			2人
(社福) ふじの里	地域包括支援センター ふじしま	藤島地域	3,409人	1人	1人	1人		3人
(社福) 羽黒百寿会	地域包括支援センター かみじ荘	羽黒地域	2,638人	1人		1人		2人
(社福) 恵泉会	永寿荘 地域包括支援センター	第5学区 栄	2,718人	1人		1人		2人
(社福) 朝日ぶなの木会	地域包括支援センター あさひ	朝日地域	1,638人		1人	0.6人		1.6人
合 計			40,689人	9人	8人	7.6人	1人	26.6人